

第2次 小美玉市地域福祉計画 (素案)

平成 28 年 3 月

小美玉市

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 地域福祉とは	2
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について	3
4. 計画の位置づけ	5
5. 計画の策定体制	6
6. 計画の期間	6

第2章 地域福祉に関する現状と課題

1. 人口や世帯の状況	7
2. 支援を必要とする市民の状況	9
3. 地域の状況	11
4. 社会的動向	22
5. アンケート調査について	23
6. 地域福祉に関する課題	38

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	39
2. 基本目標	40
3. 計画の体系	42

第4章 施策の内容

基本目標1. 地域で共に支えあうあたたかな心づくり	43
基本目標2. みんなに届く福祉サービスづくり	49
基本目標3. 安心して暮らせるまちづくり	55

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制	61
2. 目標値の設定	62

資料編

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成23年3月に「小美玉市地域福祉計画」（以降、「第1次計画」）を策定し、『ぬくもりあふれるまちづくり』を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

しかし、近年、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、高齢者や障がい者・子どもなどの社会的弱者への虐待や権利侵害、社会的な孤立など地域における福祉課題は多様化・複雑化してきており、既存のサービスや仕組みだけでは対応することが困難になってきています。また、東日本大震災を経験し、災害時における要支援者支援の重要性が再認識されています。また、生活困窮者自立支援法が施行され、様々な要因により生活に困窮している人の自立を支援するための支援方策についても、地域社会が抱える新たな課題としてその対応が求められています。

このような中、地域の支えあいによる取り組みがさまざまな福祉問題の解決に向けた活動となることに期待をされています。

そこで、「小美玉市総合計画」の基本目標「ぬくもりにあふれる健やかなまち」を踏まえるとともに、高齢者、障がい者、子ども、保健・医療などの各分野と連携し、地域福祉の充実を図るため、「第2次小美玉市地域福祉計画」（以降、「第2次計画」）を策定します。

なお、策定にあたり、小美玉市地域福祉に関する市民アンケート調査（以降、「アンケート調査」）を実施し、市民の意見を反映することにより、さらなる地域福祉の充実を図り、すべての人が、安心して生活できるようなまちを築きあげていくための計画とします。また、市民、地域、行政の協働のもとに、自助、共助、公助があいまって、誰もが住みよい、心と心の通い合う福祉社会の実現を目的とします。

2. 地域福祉とは

これまでの「福祉」では、高齢者福祉・障がい者（児）福祉・児童福祉など対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。

しかしこれからの地域福祉では、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことが重要です。子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助・共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。

こうした背景には、それぞれ異なる個性を持った人々が、その個性を尊重しながら他の人や行政などに過度に依存せず自立した生活を送ることができ、その上で互いに協力して、お互いの不足を補い合いながら協働できる地域社会をつくるということが前提となっています。

■地域福祉計画を進めるためには？

「地域の課題・困っていること」を「地域みんなの問題」と考え、その解決について「地域みんな考え、取り組む」ためには、「自助（じじょ）」、「互助・共助（ごじょ・きょうじょ）」、「公助（こうじょ）」という3つの考え方があります。



市民一人ひとりができること

- 普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。
- 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。



地域みんなのできること

- 介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持つ。
- 地域活動の情報を発信する。



行政が取り組むこと

- 地域における見守りや支え合い活動を推進する。
- ボランティアの養成を進める。

3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」とは、『社会福祉法』第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来「高齢者」・「障がい者」・「子ども」等の対象ごとに策定されてきました。「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民とともに、地域で支援を要するさまざまな人（高齢者、障がい者、子育て家庭をはじめとした日常生活で何らかの支援を要する人）の生活を支えていくための計画です。

■社会福祉法と「地域福祉」

社会福祉法第1条の目的に「地域福祉の推進」が新たに加わったほか、第4条に「地域福祉の推進」が改めて設けられ、地域福祉の推進主体と目的が明確になりました。

（地域福祉の推進）

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画については、社会福祉法第107条に位置づけられ、その規定は平成15年4月1日から施行されました。

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」が行政の計画であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進のために社会福祉協議会が中心となって策定する活動・行動計画と位置づけられています。

地域福祉活動計画策定指針の概要（全国社会福祉協議会 平成15年11月）

第1章 地域福祉活動計画策定の考え方

1. これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

地域福祉活動計画の策定にあたっては、市区町村地域福祉計画の法制化ならびにそこでの「住民参加」の強調、近年のNPO団体を含む市民活動の活躍、地方分権の推進等地域福祉をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、以下のような視点を持つ必要がある。

- ① 市区町村社協は、積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する
- ② 「住民参加」に徹底して取り組む
- ③ 福祉分野における互助住民活動の広がりの中で民間の活動計画としての性格を明確にする。

2. 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

社会福祉協議会について

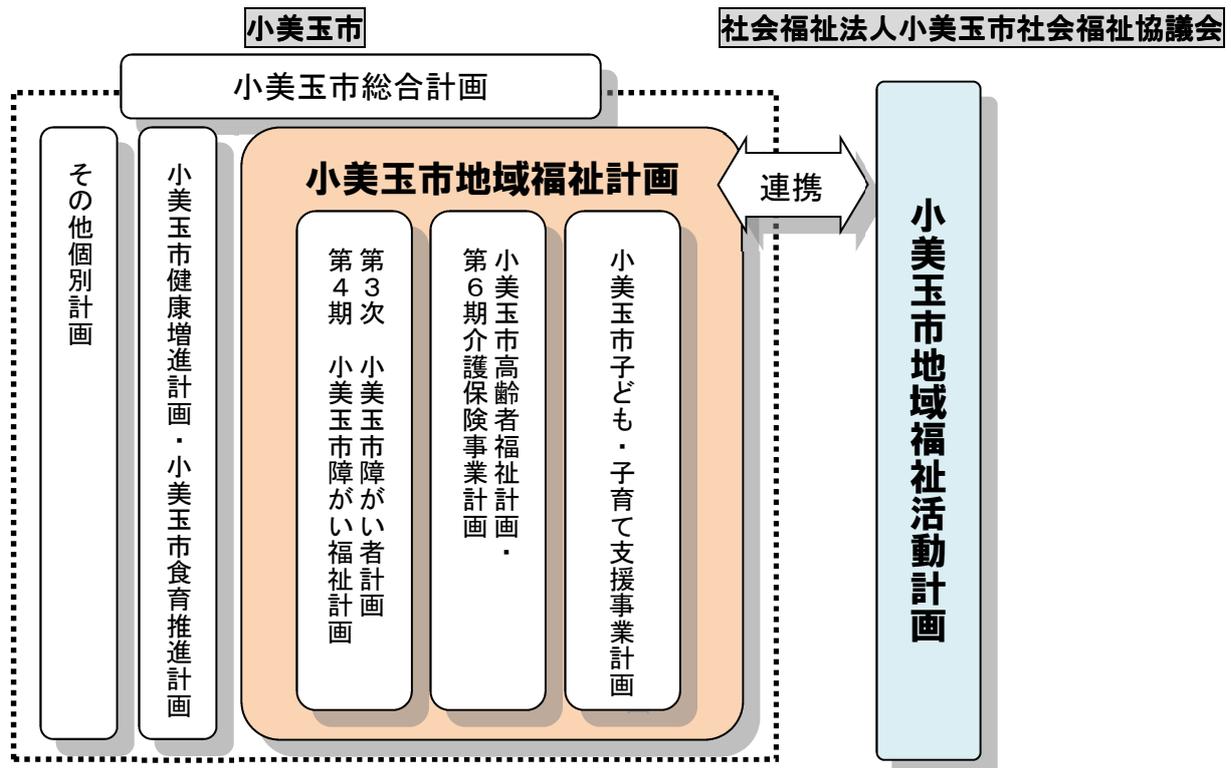
社会福祉協議会は社会福祉法第109条に規定され、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、以下の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4. 計画の位置づけ

「小美玉市地域福祉計画」は、市政運営の基本方針である「小美玉市総合計画」の部門別計画としての性格をもっています。子ども、高齢者、障がい者などの福祉に関連する市の関連分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、市民主体のまちづくりや市民参画を促し、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。これと連携する形で社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」を策定し、具体的な地域福祉活動に取り組む指針とします。

■計画の位置づけ



■小美玉市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条8の規定に基づき高齢者の福祉水準の向上を図ることを目的に定めた計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護に係る保険給付を円滑に実施するために定めた計画です。

■第3次 小美玉市障がい者計画 第4期 小美玉市障がい福祉計画

「障がい者計画」は、障害者基本法第9条第3項の規定に基づき、本市における障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた計画です。また、「障がい福祉計画」は障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国の基本的方針に沿って、本市の障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定めた計画です。

■小美玉市子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものです。

■小美玉市健康増進計画・小美玉市食育推進計画

「小美玉市健康増進計画・小美玉市食育推進計画」は、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置き、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じた健康づくりを社会全体で推進することにより、市民の健康寿命（できるだけ寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間）を延ばす取り組み等に関する計画です。

5. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

①小美玉市地域福祉計画策定委員会の設置

地域福祉に関する事項を審議するため、市民、区長、民生委員・児童委員^{※1}、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者、市議会議員、行政機関関係者で構成する策定委員会を設置しました。

②アンケート調査の実施

平成27年7月に「小美玉市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

③パブリックコメントの実施

計画に市民の意見を反映させるために平成28年2月にパブリックコメント^{※2}を実施しました。

6. 計画の期間

小美玉市地域福祉計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
小美玉市地域福祉計画 (第1次計画)									
					小美玉市地域福祉計画 (第2次計画)				

※1 民生委員・児童委員：民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

※2 パブリックコメント：重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み。

第2章

地域福祉に関する現状と課題

第2章 地域福祉に関する現状と課題

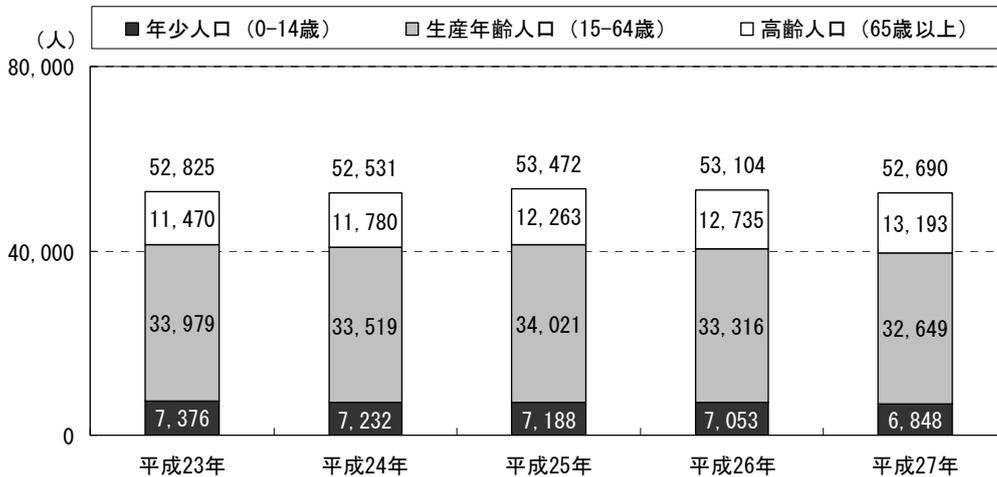
1. 人口や世帯の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、緩やかに減少しています。

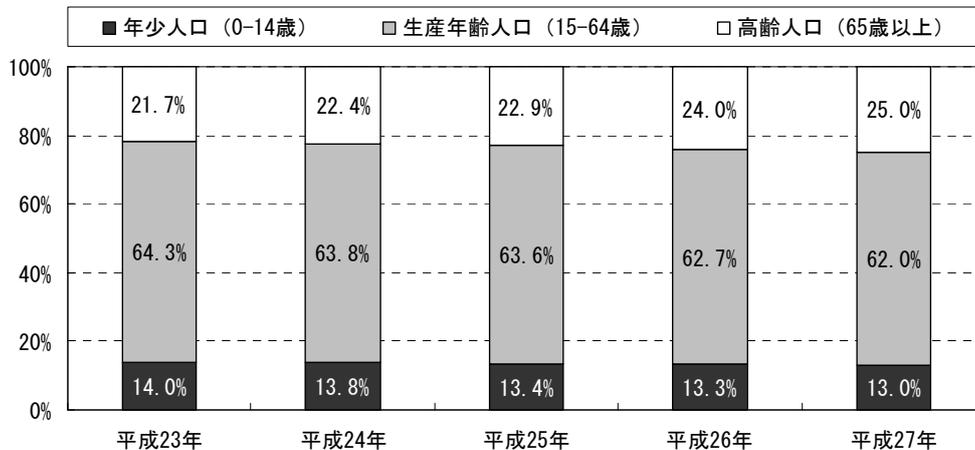
また、年齢3区分の推移をみると、生産年齢人口割合、年少人口が年々減少している一方で、高齢者人口割合は増加しており、今後も高齢化が進むと予測されます。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日、平成24年まで外国人登録を含まない人口、平成25年以降は外国人登録を含む）

■年齢3区分比率の推移

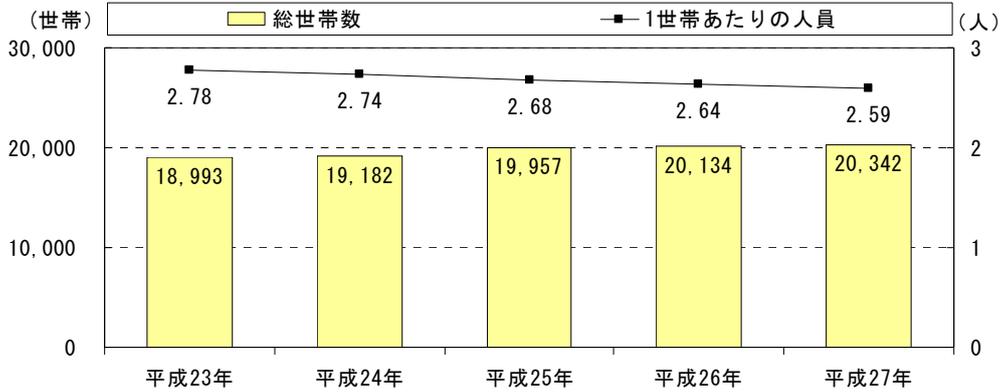


資料：住民基本台帳（各年4月1日、平成24年まで外国人登録を含まない人口、平成25年以降は外国人登録を含む）

(2) 世帯数の推移

世帯数の推移は、緩やかに増加していますが、一世帯あたりの人員は減少しており、平成27年は2.59人と核家族化が進んでいます。

■世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日、平成24年まで外国人世帯を含まない、平成25年以降は外国人世帯を含む）

(3) 高齢者世帯の状況

国勢調査に基づく高齢者世帯の状況では、一般世帯数の増加とともに、65歳以上の高齢者がいる世帯も増加しており、一般世帯数に占める高齢者世帯の割合は、平成22年で42.9%となっています。また、高齢者世帯の中でも高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯(夫婦のみの世帯で、夫婦のどちらか又は両方が65歳以上)の割合が増加しています。県・全国との比較では高齢者のいる世帯の割合は県を上回っています。

■高齢者世帯の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	県	全国
一般世帯数	15,922世帯	16,482世帯	17,159世帯	1,086,715世帯	51,842,307世帯
高齢者のいる世帯	5,782世帯	7,004世帯	7,357世帯	435,917世帯	19,337,687世帯
(一般世帯数比)	36.3%	42.5%	42.9%	40.1%	37.3%
高齢者単独世帯	571世帯	811世帯	1,075世帯	75,363世帯	4,790,768世帯
(高齢者世帯数比)	9.9%	11.6%	14.6%	17.3%	24.8%
(一般世帯数比)	3.6%	4.9%	6.3%	6.9%	9.2%
高齢者夫婦世帯	725世帯	1,436世帯	1,803世帯	112,487世帯	5,525,270世帯
(高齢者世帯数比)	12.5%	20.5%	24.5%	25.8%	28.6%
その他の高齢者世帯	4,486世帯	4,757世帯	4,479世帯	248,067世帯	9,021,649世帯
(高齢者世帯数比)	77.6%	67.9%	60.9%	56.9%	46.7%

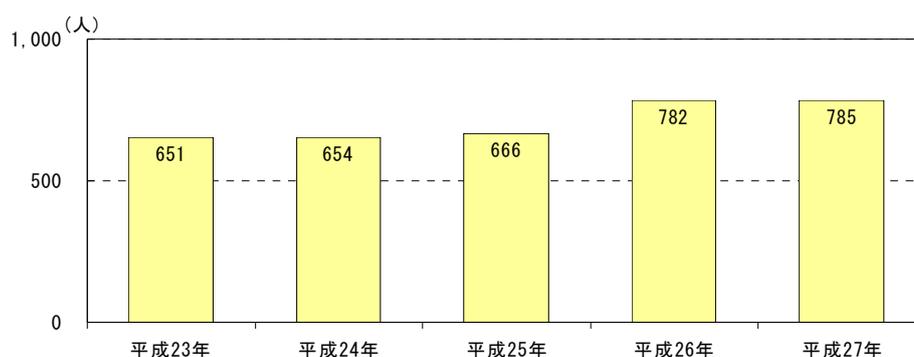
資料：国勢調査

2. 支援を必要とする市民の状況

(1) 一人暮らし高齢者の推移

一人暮らし高齢者の推移は年々増加しています。

■一人暮らし高齢者の推移



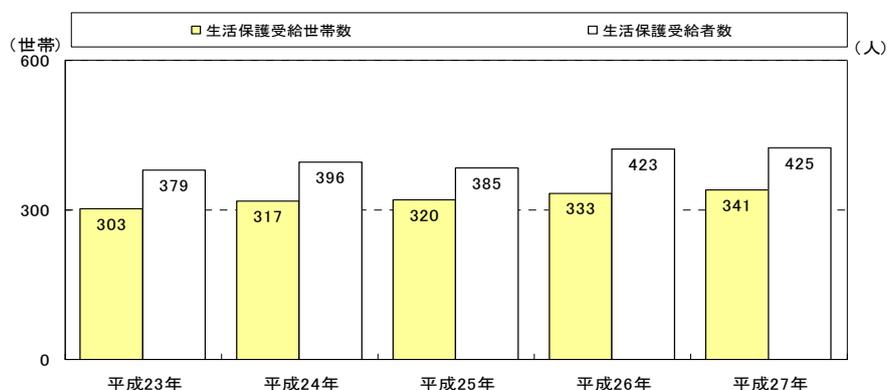
資料：介護福祉課（各年4月1日）

(2) 生活保護受給者世帯数及び受給者数

本市の生活保護受給者世帯数及び受給者数ともに増加傾向にあります。

近年、社会経済環境の変化に伴い雇用慣行も徐々に変わってきており、特に若年層を中心に失業者や非正規雇用労働者、就職困難者が増加し、世帯あたりの平均所得は長期的に低迷しています。その結果、全国的に生活保護受給者は増加し、生活保護受給者の生活保護からの脱却に向けた取組みが必要となっています。これを受けて、平成25年に生活困窮者自立支援法が成立し、生活保護受給に至る前の支援の強化や生活困窮家庭の子どもが引き続き生活困窮に陥らないような支援を行うことが求められています。

■生活保護受給者世帯数及び受給者数の推移

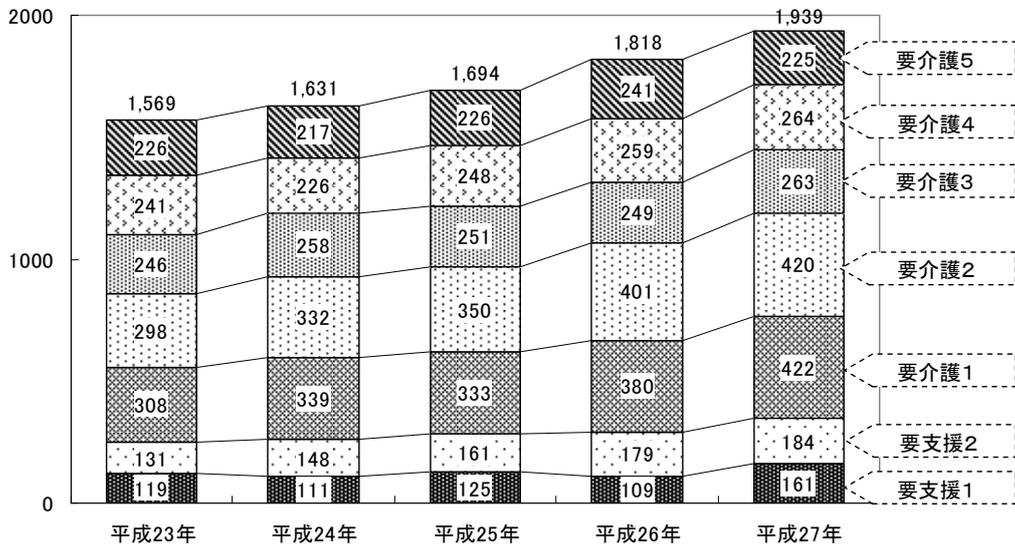


資料：社会福祉課（各年4月1日）

(3) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は年々増加しており、平成27年では1,939人となっています。

■要支援・要介護認定者の推移

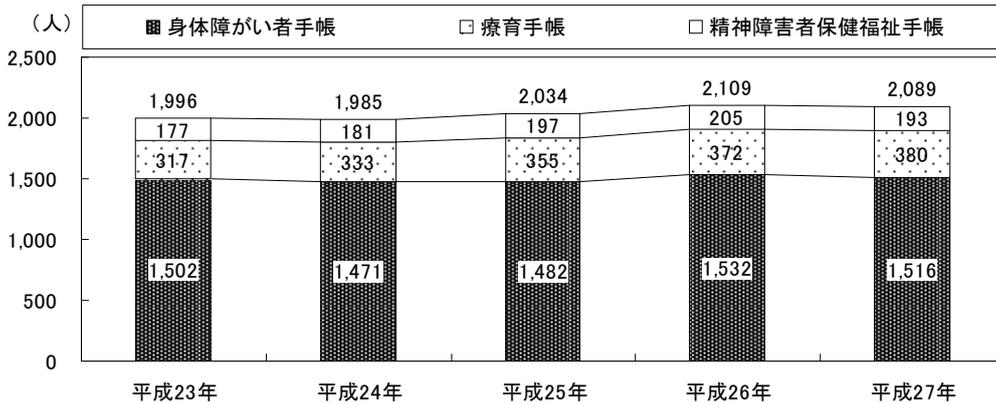


資料：介護保険事業状況報告（各年4月1日）

(4) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数は平成27年では2,089人となっています。

■障がい者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日）

3. 地域の状況

(1) 自治会の状況

自治会は一定の地域内に住む人々が地域住民のふれあいの場をつくり、あるいはお互いに助けあい協力をすることで、快適で住みよいまちを作るための最も身近な自治組織です。

自治会の数は、小川地区 51、美野里地区 50、玉里地区 19 となっています。

■自治会の状況

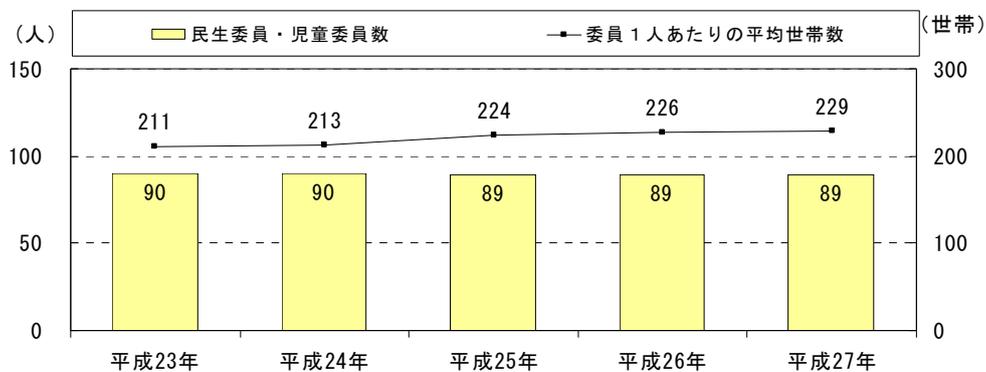
小川地区			美野里地区			玉里地区			
1	本田町	27	世楽	52	堅倉	78	寺崎	102	岡
2	中田宿	28	佐才	53	大曲	79	竹原	103	大井戸平山
3	大町	29	上吉影	54	仲丸	80	竹原下郷	104	川中子
4	川岸	30	前原	55	西明地	81	中野谷	105	上高崎
5	横町	31	飯前	56	小岩戸	82	上馬場	106	下高崎
6	橋向	32	上合	57	上小岩戸	83	竹原中郷	107	玉里中台
7	坂上	33	前野	58	西郷地	84	小曾納	108	松山
8	坂下	34	宿	59	柴高	85	花野井	109	第二東宝
9	二本松	35	下吉影荒地	60	上鶴田	86	中台	110	大宮
10	下馬場	36	下吉影本田	61	下鶴田	87	希望ヶ丘	111	田木谷駅前
11	小埜	37	貝谷	62	長砂	88	大谷	112	田木谷
12	立延	38	下吉影南原	63	三箇	89	金谷久保	113	新田木谷
13	中根	39	下吉影古新田	64	先後	90	十二所	114	栗又四ヶ
14	下田(一)	40	百里自営	65	橋場美	91	高場	115	みどり野
15	下田(二)	41	百里開拓	66	清風台	92	羽鳥	116	第三東宝
16	宮田	42	羽木上	67	張星	93	脇山	117	玉里団地
17	幡谷	43	与沢	68	部室	94	花館	118	野村田池
18	川戸	44	外之内	69	納場	95	駅前	119	新高浜第一
19	稲荷坪	45	倉数川前	70	江戸	96	東平	120	新高浜第二
20	野田本田	46	倉数川向	71	江戸住宅	97	旭		
21	新林	47	与沢百里	72	羽刈	98	羽刈前		
22	野田古新田	48	清水頭	73	五万堀	99	羽鳥市営住宅		
23	隠谷	49	山野	74	北浦	100	中峰		
24	鷺沼	50	田中台	75	高田	101	羽鳥東		
25	伏沼	51	小川ニュータウン	76	手堤				
26	山川			77	大笹				
51			50			19			

(2) 民生委員・児童委員数の推移

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の生活状態を必要に応じて適切に把握するための調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導を行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。現在市では、民生委員・児童委員 89 人が活動しています。

委員 1 人当たりの担当する世帯数は世帯数の増加に伴い年々増加しています。

■ 民生委員・児童委員数の推移

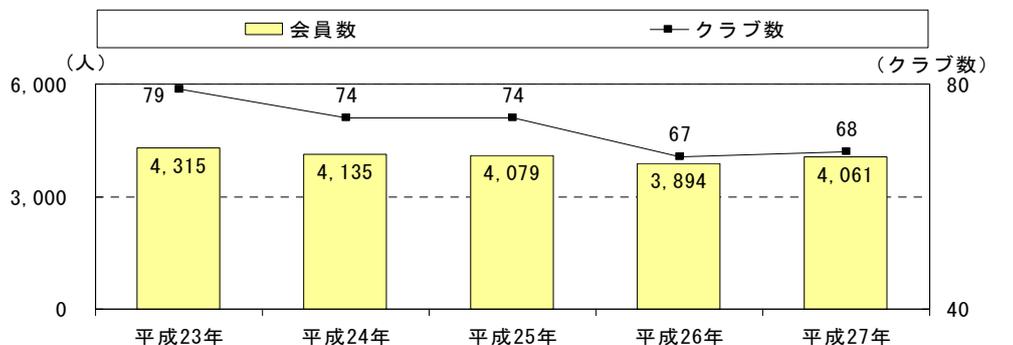


資料：社会福祉課（各年4月1日）

(3) 老人クラブの推移

老人クラブは、市内の 60 歳以上の方の自主的な団体で、教養の向上、健康増進などを中心に活動しています。平成 27 年現在老人クラブ数は 68、会員数は 4,061 人となっています。

■ 老人クラブの推移



資料：介護福祉課（各年4月1日）

(4) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や行政・専門家の参加のもと、ともに協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業の連絡調整・調査・企画・事業の実施を担う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、皆で支えあい、学びあいながら、誰もがありのままに、その人らしく住みなれた地域で暮らせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。平成27年現在の社会福祉協議会の会員数は10,272件となっています。

■社会福祉協議会会員数

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
世帯会員（世帯）	10,123	10,232	10,112	10,045	10,013
個人会員（人）	82	110	101	139	108
法人・団体会員（団体）	132	147	155	152	151
合計（件）	10,337	10,489	10,368	10,326	10,272

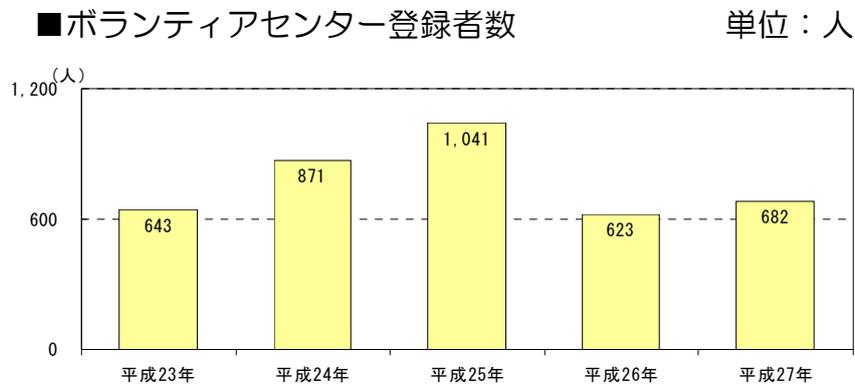
資料：社会福祉協議会（各年3月31日）

(5) ボランティア団体・NPO法人の状況

小美玉市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録しているボランティア団体は41団体あり、様々な分野で活動を行っています。

また、ボランティア登録者数については、平成27年現在682人となっています。(平成25年は東日本大震災の影響で増加しています。)

一方、「NPO」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。現在市には、保健・医療・福祉、まちづくり、環境などの分野で活動する5つの団体があります。



資料：社会福祉協議会（各年3月31日）

■市内 NPO 法人一覧

NO	団体名	活動内容
1	玉里しみじみの村	<ul style="list-style-type: none"> ○各種イベントの企画, 実施等による, まちづくり推進及び福祉増進事業 ○美術館等の設置による, 社会教育推進及び文化, 芸術振興事業 ○ボート, ヨット, サイクリング等を利用した, スポーツ振興事業 ○自然資源との触れあいを通した, 環境保全及び子供の健全育成事業 ○地域安全のための情報交換, 発信事業 ○外国人観光客に対する通訳, 案内塔の国際協力事業 ○当法人のホームページ作成等による, 情報化社会の発展に資する事業 ○観光客誘致による, 経済活動の活性化に資する事業 ○地域振興に取り組む他団体との情報交換, 連絡事業 ○その他この法人の目的を達するために必要な事業
2	障害者雇用促進協会	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の居住, 就業支援事業 ○障がい者の製作による本やグッズ等の販売事業
3	春きやべつ	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・医療又は福祉の増進を図る活動 ○人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ○職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ○前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
4	CREATIVO小美玉	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツクラブの運営事業 ○サッカーを中心にした子どもの体力向上交流事業 ○スポーツを通した子どもの健全育成及び成人を含むコミュニケーション推進に関する事業 ○社会教育・文化活動に関する事業 ○スポーツをするための場所の確保及び維持運営の支援に関する事業
5	小美玉スポーツクラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ教室の開催 ○スポーツイベント・大会の企画・運営 ○指導者育成・派遣 ○スポーツ環境整備

資料：茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室「特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立認証状況一覧」（平成 27 年 10 月 1 日現在）

(6) コミュニティ活動の状況

コミュニティとは、お互いの心がふれあい、つながり、共に楽しみ、お互いに助け合う地域共同体の事です。また、住民が日常生活の中で交流し連携を深め、共に力を合わせ知恵を出し合い、地域生活を豊かで充実したものにしていくことがコミュニティ活動です。本市では地区コミュニティとして53組織が活動しています。

■市内まちづくり組織認定団体一覧

NO.	団体名	活動内容
1	納場地区コミュニティ	①フラワーロード祭の開催 ②陽だまり読書と白鳥を観る集いの実施 ③球技大会並びにふれあいの集いの実施 ④巴川的环境整備 ⑤その他本会の目的達成に必要と思われる活動
2	竹原地区コミュニティ	①地域住民のふれあいの向上 ②環境問題に対する取組みの強化 ③福祉事業に対する理解の向上 ④青少年育成事業の強化 ⑤指導者の人材育成の強化 ⑥各種団体との協力連携の強化 ⑦まちづくり竹原部会計画の推進 ⑧その他本会の目的達成に必要と思われる活動
3	こころふれあう羽鳥の会	①生活環境活動に関する一切の件 ②福祉活動に関する一切の件 ③文化活動に関する一切の件 ④スポーツ・レクリエーション活動に関する一切の件 ⑤まちづくりに関する件 ⑥その他本会の目的達成に必要と思われる活動
4	住みよい堅倉地区をつくる会	①みんなでやっぺ祭の開催 ②石船古墳公園の管理 ③遊歩道・巴川みのりロードの環境整備 ④地域の安全を守る活動 ⑤その他本会の目的達成に必要と思われる活動
5	小美玉生物の会	①生物の観察、調査、研究 ②観察、調査、研究の結果の取りまとめ ③調査発表会、観察会、談話会等の開催 ④その他本会の目的を達成するための事業
6	十二所区会	①居住者間のための各種娯楽、運動及び旅行等の計画実施 ②快適な環境づくりのための区内の定期的共同清掃の実施 ③慶弔及び災害見舞金の贈呈 ④「小美玉市羽鳥十二テレビ共同受信組合」に関する事務 ⑤その他、総会において必要と認めた事項
7	羽鳥花館区	①文化、教養、体育に関すること ②施設及び環境衛生に関すること ③公共物の管理維持に関すること ④地域住民の親睦に関すること ⑤公共団体との連絡協調に関すること ⑥市当局よりの諸連絡事項等通達に関すること ⑦その他、区内の共同福祉に関すること

NO.	団体名	活動内容
8	玉里の史跡と自然を護る会	①旧玉里村の史跡・名所等の整備・維持 ②旧玉里村の史跡・名所等のPR活動(聞き取り・案内) ③その他
9	田木谷地区まちづくり同好会	①コメリ前の花壇の維持管理作業 ②国道355号沿線の歩道の除草や清掃 (花壇から四ヶ村駅までの約1.7km) ③その他必要と思われる活動
10	脇山区	①環境の美化、整備に関する事 ②福祉、親睦に関する事 ③文化、教養、娯楽に関する事 ④健康、体育に関する事 ⑤行政連絡の迅速、円滑な運営に関する事 ⑥公民館、その他区施設の維持管理に関する事 ⑦その他、目的達成に必要な事業
11	百里バルーンクラブ	①百里飛行場近隣地域における各種地域振興事業の実施 ②熱気球を中心とするスカイスポーツ体験会並びに子供教室の実施 ③熱気球を中心とするスカイスポーツ操縦技術の習得・訓練 ④熱気球を中心とするスカイスポーツ各種講習会の実施 ⑤熱気球を中心とするスカイスポーツ大会への参加 ⑥その他本会の目的達成に必要なと認めた事業
12	特定非営利活動法人 玉里しみじみの村	①「うさぎまつり」をはじめとする交流イベント等の開催 ②交流資源となる地域資産の情報発信活動 ③小美玉市と協働し、「しみじみの家」や周辺公共用地の管理運営ボランティア ④上記目的のための調査研究活動
13	江戸住宅町内会	①文化、教養、体育に関する事 ②環境、衛生に関する事 ③街路灯、公園並びにコミュニティセンターの維持管理に関する事 ④会員の親睦に関する事 ⑤公共団体との連絡、協調に関する事 ⑥その他会員の共同福祉に関する事
14	高場区	①文化、教養、体育に関する事 ②環境衛生に関する事 ③街路灯および道路の維持に関する事 ④会員の親睦に関する事 ⑤公共団体との連絡調整に関する事 ⑥その他会員の福祉に関する事
15	さわやかな野田をつくる会	①生活環境に関する活動 ②スポーツ・レクリエーションに関する活動 ③広報に関する活動 ④その他本会の目的達成のために必要と思われる諸活動
16	与沢地区	①市と地区の主催する各行事への参加 ②地区内の公的団体の育成援助 ③地区内公道及び構築物、その他の維持管理への協力 ④関係機関との相互連携 ⑤その他必要な事業

NO.	団体名	活動内容
17	希望ヶ丘区	①各種行事への参加 ②公的団体への育成支援 ③公道及び街灯等構築物の維持管理への協力 ④関係機関との相互連携 ⑤その他必要と認められた事業
18	二本松町内会	①各種行事への参加 ②公的団体への育成支援 ③公道及び街灯等構築物の維持管理への協力 ④関係機関との相互連携 ⑤その他必要と認められた事業
19	羽鳥旭区	①地域内住民相互の連絡を密にするとともに、会員の親睦と融和等に関する活動 ②生活および環境の改善向上に関する活動 ③文化およびスポーツの向上に関する活動 ④高齢者が体力・精神両面で元気を保ち、食文化をも楽しむ世代交流などの活動 ⑤本会内各種部会の育成・助長に関すること ⑥本会コミュニティセンターおよび敷地をみんなで美しく保つ活動
20	小美玉市傾聴ボランティア ほほえみの会	①個人宅・施設を訪問し、傾聴活動を行う。 ②地域行事に参加し、傾聴活動を行う。 ③傾聴技術習得及び向上のため、月1回の研修会を行う。 ④その他本会の目的達成のため必要と思われること。
21	話し方教室	①市報の音訳テープの制作 ②一般書物等の音訳図書制作 ③幼稚園、小学校、中学校でのよみきかせ ④地域及び子供会でのよみきかせ ⑤施設でのよみきかせ ⑥市及び社協活動への参加、協力
22	竹原区	①各町内の行政実態を把握し、諸事情を調査研究して、各種事業の改善達成に努める。 ②神社の管理と祭礼の推進を図る。 ③消防活動の後援と推進に努める。 ④区民の社会福祉の推進に寄与する。 ⑤文化の向上と親睦融和を図り教養を深める。 ⑥その他、目的達成に必要な事項。
23	湖北理科を語る会	①実験技能向上のための研修会 ②小美玉市の地質、生物調査 ③化学実験教室の開催
24	玉里中台区・自治会	①小美玉市主催行事への参加 ②防災・交通安全活動 ③地域福祉活動 ④環境保全活動 ⑤健康づくり運動 ⑥行政連絡事務
25	玉里小学校区コミュニティ	①生活環境に関する活動 ②福祉に関する活動 ③文化に関する活動 ④スポーツ・レクリエーションに関する活動 ⑤その他目的達成に必要な活動

NO.	団体名	活動内容
26	中台東「ホトメの里」の会	①周辺を含めた環境の整備・維持 ②次代を担う「子どもたちへの自然観察や体験等の支援」 ③その他本会の目的達成に必要と思われる活動 ④地域住民との交流活動
27	新田木谷地区	①会員及び家族の親睦に関すること ②行政及び公共団体との連絡調整に関すること ③文化、教養、教育、防火、防犯、交通に関すること ④福祉厚生、環境衛生に関すること ⑤地区の公共施設(コミュセン)の維持管理に関すること ⑥その他、本会の目的達成のために必要なこと
28	上合区	①会員の親睦に関すること ②行政等の連絡調整に関すること ③体育、防火、防犯、交通に関すること ④環境衛生に関すること ⑤地区公民館の維持管理に関すること ⑥その他、本会の目的達成のために必要なこと
29	世楽地区	①地区内の環境整備美化に努める ②市の行事及び地区の行事に子供達も含めて積極的に参加する。 ③地区住民が安心して暮らせるための防犯パトロールの強化 ④お年寄り、子供達が安心して歩ける道路の整備、管理。 ⑤その他必要に応じ協議する。
30	元気な玉里北小区をつくる会	①生活環境に関する活動 ②スポーツ・文化に関する活動 ③健康増進に関する活動 ④広報に関する活動 ⑤その他本会の目的達成のために必要と思われる諸活動
31	佐才区	①生活環境に関する一切の活動 ②福祉に関する一切の活動 ③文化に関する一切の活動 ④スポーツレクリエーションに関する一切の活動 ⑤まちづくりに関する一切の活動 ⑥その他本会の目的達成に必要と思われる活動
32	竹原下郷区	①生活環境に関する活動 ②文化、スポーツ・レクリエーションに関する活動 ③健康、福祉増進に関する活動 ④区施設維持に関する活動 ⑤その他本会目的達成に必要な活動
33	中野谷区	①区域内の住民相互の連絡等に関すること ②区民の親睦と融和に関すること ③生活及び美化・清掃等区域内の環境の改善向上に関すること。 ④文化及びスポーツの向上に関すること。 ⑤本区内各種部会の育成助長に関すること。 ⑥本区公民館の管理運営に関すること。 ⑦その他目的達成に関すること。
34	山野区	①老人達から戦前、戦中、戦後の生活について話を聞き記録する。 ②失われつつある農具・民具を調査し、名前・用途・使用方法を記録する。 ③民俗、伝承の収集と記録 ④山野地区の遺跡調査 ⑤山野地区に残された古文書・資料類の調査 ⑥「山野地区の現在」を切り開きつつある現役世代の声を集める。 それらの活動を行い、まとめとして資料集を作成する。

NO.	団体名	活動内容
35	下高崎区	①地区内の住民の連絡に関すること ②美化、清掃等地区内の環境の整備に関すること。 ③集会施設の維持管理に関すること。 ④地区内住民の福祉の向上、相互親睦に関すること。 ⑤その他目的達成に関すること。
36	西郷地区	①文化・教育・体育に関すること ②環境衛生美化に関すること ③施設等・街路灯及び道路の維持に関すること ④会員の親睦融和に関すること ⑤公共団体との連絡調整に関すること ⑥会員の福祉に関すること ⑦その他目的達成に必要なこと
37	飯前地区	①各行事への参加 ②公的団体への育成支援 ③公道および街灯等構築物の維持管理への協力 ④関係機関との相互連携 ⑤その他必要と認める事項
38	橋向町内会	①回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 ②生活環境の整備、地域の清掃等の区域内の生活環境の整備・美化 ③集会施設・神社等の維持管理 ④区域内住民の福祉の向上、相互親睦 ⑤防犯及び災害救助に関する事業 ⑥防火・防災に関する事業 ⑦会員及びその世帯に対して弔意を表すること ⑧その他目的達成のための必要な事項
39	上吉影区	①生活環境に関する一切の活動 ②福祉に関する一切の活動 ③文化に関する一切の活動 ④スポーツ・レクリエーションに関する一切の活動 ⑤まちづくりに関する一切の活動 ⑥その他本会の目的達成のために必要と思われる活動
40	小川みんなの会	①小川地区に住みたいくなるような夢のある事業の開催、または協力 ②小川地区に関わりたくなるような夢のある事業の開催、または協力 ③会員相互の親睦を図る事業の開催 ④その他本会の目的達成のために必要な事業の開催、または協力
41	川岸町内会	①会員相互の親睦を図ること。 ②町内地域の環境整備を図ること。 ③市政との協力および連絡調整に関すること。 ④その他目的達成に必要な事項。
42	田中台自治会	①文化、教養、体育に関する活動 ②環境、衛生に関する活動 ③防火、防犯、交通に関する活動 ④福祉、構成に関する活動 ⑤自治会所属の各種会育成の為の助成に関する活動 ⑥行政及び公共団体との連携、協力、調整に関する活動
43	多文化共生グループ おみたまじん	①国際交流及び多文化共生を推進するための活動 ②在住外国人に対する文化理解のための活動 ③関係団体との協力及び活動支援のための活動 ④国際交流に係る調査及び広報啓発のための活動 ⑤その他目的を達成するために必要な活動

NO.	団体名	活動内容
44	NPO法人 クレーティーパーボ小美玉	①スポーツクラブの運営事業 ②サッカーを中心にした子どもの体力向上交流事業 ③スポーツを通じた子どもの健全育成及び成人を含むコミュニケーション推進に関する事業 ④社会教育・文化活動に関する事業 ⑤スポーツをするための場所の確保及び維持運営の支援に関する事業 ⑥その他、第3条の目的を達成するための必要な事業
45	大谷区	①各常会の行政実態を把握し、各種事業の改善達成を努める。 ②消防活動の推進と後援に努める。 ③区民の社会福祉の推進に寄与する。 ④文化の向上と親睦融和を図り教養を深める。 ⑤その他、目的を達成に必要な事項。
46	竹原中郷区	①各常会の行政実態を把握し、各種事業の改善達成を努める。 ②消防活動の推進と後援に努める。 ③区民の社会福祉の推進に寄与する。 ④文化の向上と親睦融和を図り教養を深める。 ⑤その他、目的を達成に必要な事項。
47	玉川地区コミュニティ	①生活環境に関する事業。 ②福祉・文化・スポーツ・レクリエーションに関する活動。 ③広報に関する活動。 ④その他目的達成のために必要な事業。
48	住みよい清風台区をつくる会	①生活環境に関する活動。 ②福祉・文化に関する活動。 ③スポーツ・レクリエーションに関する活動。 ④住民相互のコミュニティに関する活動。 ⑤その他本会の目的達成のための活動。
49	堅倉区	①伝統行事の夏祭りへの参加。 ②市の事業（ふるさとふれあいまつり、駅伝大会）への参加。 ③区民レクリエーションの実施。 ④子供会への助成。 ⑤福祉活動の推進。 ⑥コミュニティ事業の推進への協力。
50	新高浜第一地区をよくする会	①生活環境に関する一切の活動。 ②スポーツ・レクリエーションに関する一切の活動。 ③まちづくりに関する一切の活動。 ④その他本会の目的達成に必要なと思われる活動。
51	New Future Club	①会員相互の理解と親睦に関する事。 ②情報の収集提供に関する事。 ③社会一般の福祉の増進に関する事。 ④その他本会目的達成に必要な事業を行う事。
52	稗州囃子連	芸能の保存伝承と会員相互の発展及び知識と技術の向上のための事業。
53	下田(一)区	①文化・教育・体育に関する事 ②環境衛生美化に関する事 ③施設等・街路灯及び道路の維持に関する事 ④会員の親睦融和に関する事 ⑤公共団体との連絡調整に関する事 ⑥会員の福祉に関する事 ⑦その他目的達成に必要な事

資料：市民協働課（平成27年10月15日現在）

4. 社会的動向

(1) 支援を必要としている人の増加

核家族や高齢者のみの世帯の増加等にみられる世帯の小規模化や個人の価値観の多様化により、ライフスタイルは大きく変化し、地縁や血縁で要配慮者^{*}を支える力は弱まってきています。

寝たきり・認知症・虚弱高齢者については、日本全国で平成12年では280万人、平成22年では390万人であり、そして平成37年には520万人になると予想されています。これら要配慮者の増加がみられる状況の中で、児童、高齢者、障がい者が虐待を受けるケースの増加、地震などの大規模災害の発生による避難や2次災害のリスクなど高齢者や障がい者の暮らし、子育て、介護等において様々な課題が生じています。これらを解決するためには、地域住民が支え合い助け合うこと、そして、地域コミュニティの再構築が大切です。

また、災害時の要配慮者対策については、国が平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を示し、市町村にその取り組みを周知していましたが、平成23年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、実効性のある避難支援を行うため、平成25年6月に災害対策基本法の改正を実施するとともに「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」を策定しました。このことにより、避難行動要支援者に対するより一層の支援の強化が求められます。

(2) 制度の狭間に陥る人の増加

要配慮者の増加とともに、それぞれの人を抱えている問題は複雑化、多様化しています。貧困や障がい、疾病、非行、犯罪、失業、家族の問題（虐待、ひきこもり、孤立化など）と複数の課題が絡み合い、制度の枠組みの狭間に陥るケースが増加し、制度によるサービスだけでは対応できず、十分な支援が行き届かない人々や解決することが困難な社会的な課題が増加しています。そのため、制度だけではなく、複合的な課題に対応できるような場の検討や地域の複数の機関が連携して支援にあたる事ができるよう「住民」、「事業者」、「行政」の連携や地域福祉の担い手の育成が大切です。

^{*}要配慮者：高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する人。

5. アンケート調査について

本計画の策定にあたり、市民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を実施しました。

■アンケート調査の実施状況

対 象	市内在住の20歳以上の市民（無作為抽出）
調査期間	平成27年7月13日～7月24日
配布・回収	郵送による配布・回収
配布数	2,000件
回収数	702件
回収率	35.1%

■分析・表示について

○比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。

○複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。

○グラフ中の（計：○○）という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

○クロス集計※については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があるため、単純集計の結果と合致しない場合があります。

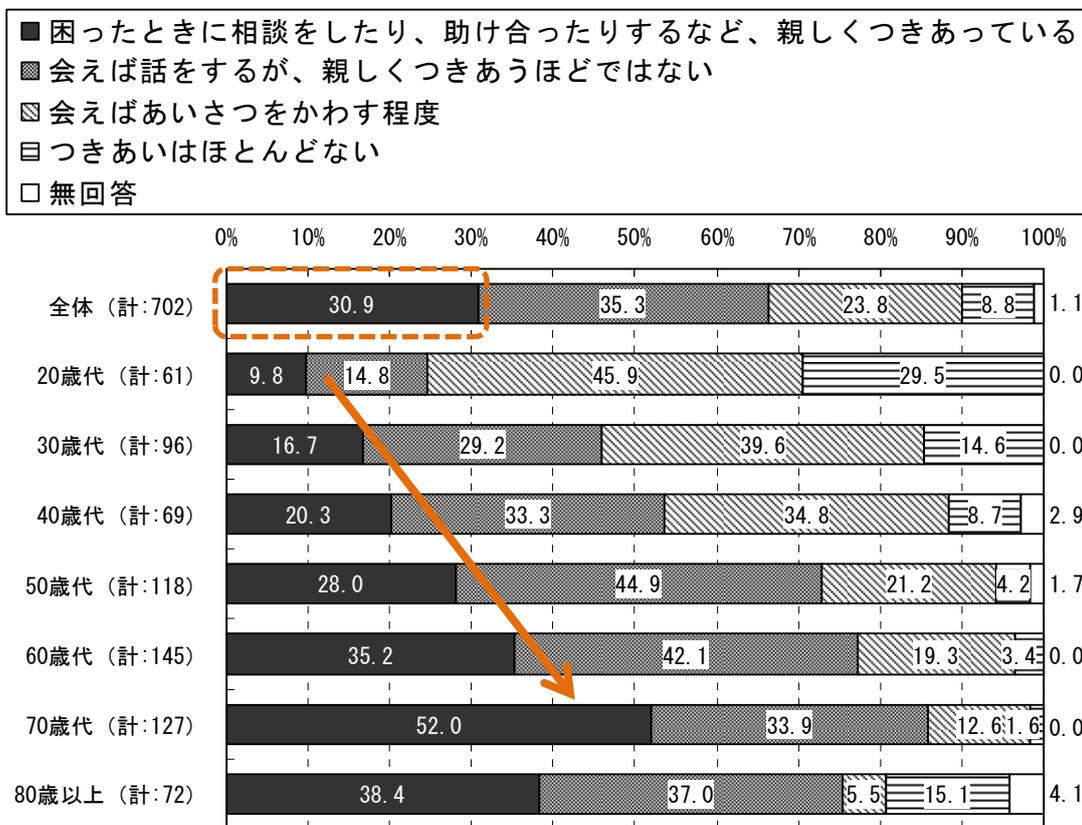
※クロス集計：アンケート調査票の質問項目を掛け合わせて集計する手法

(1) 地域との関わり

①現在の近所付き合い

- 現在の近所付き合いでは「会えば話をするが、親しくつきあうほどではない」が35.3%と最も多く、次いで「困ったときに相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくつきあっている」が30.9%、「会えばあいさつをかわす程度」が23.8%となっています。また、「つきあいはほとんどない」が8.8%います。

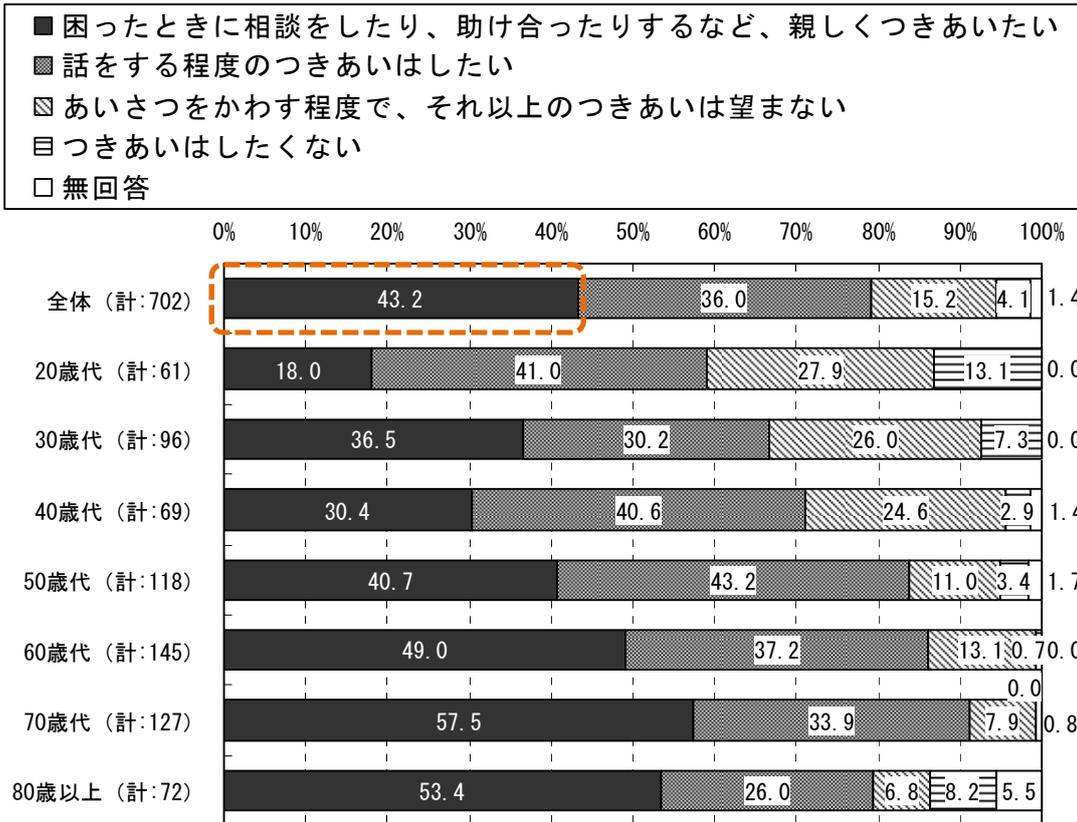
年代別にみると、年代が上がるに連れて、近所づきあいの度合いが深い傾向がうかがえます。



②今後の近所付き合い

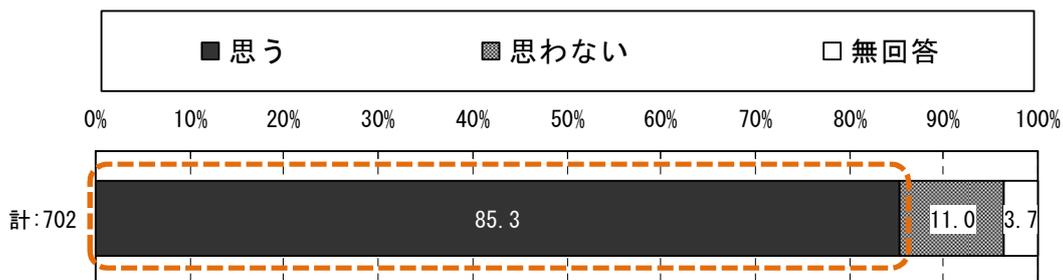
- 今後の近所付き合いでは「困ったときに相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくつきあいたい」が43.2%と最も多く、次いで「話をする程度のつきあいはしたい」が36.0%、「あいさつをかわす程度で、それ以上のつきあいは望まない」が15.2%となっています。また、「つきあいはしたくない」が4.1%います。

今後の近所付き合いは、現状より親しい付き合いを望む人が多くみられます。



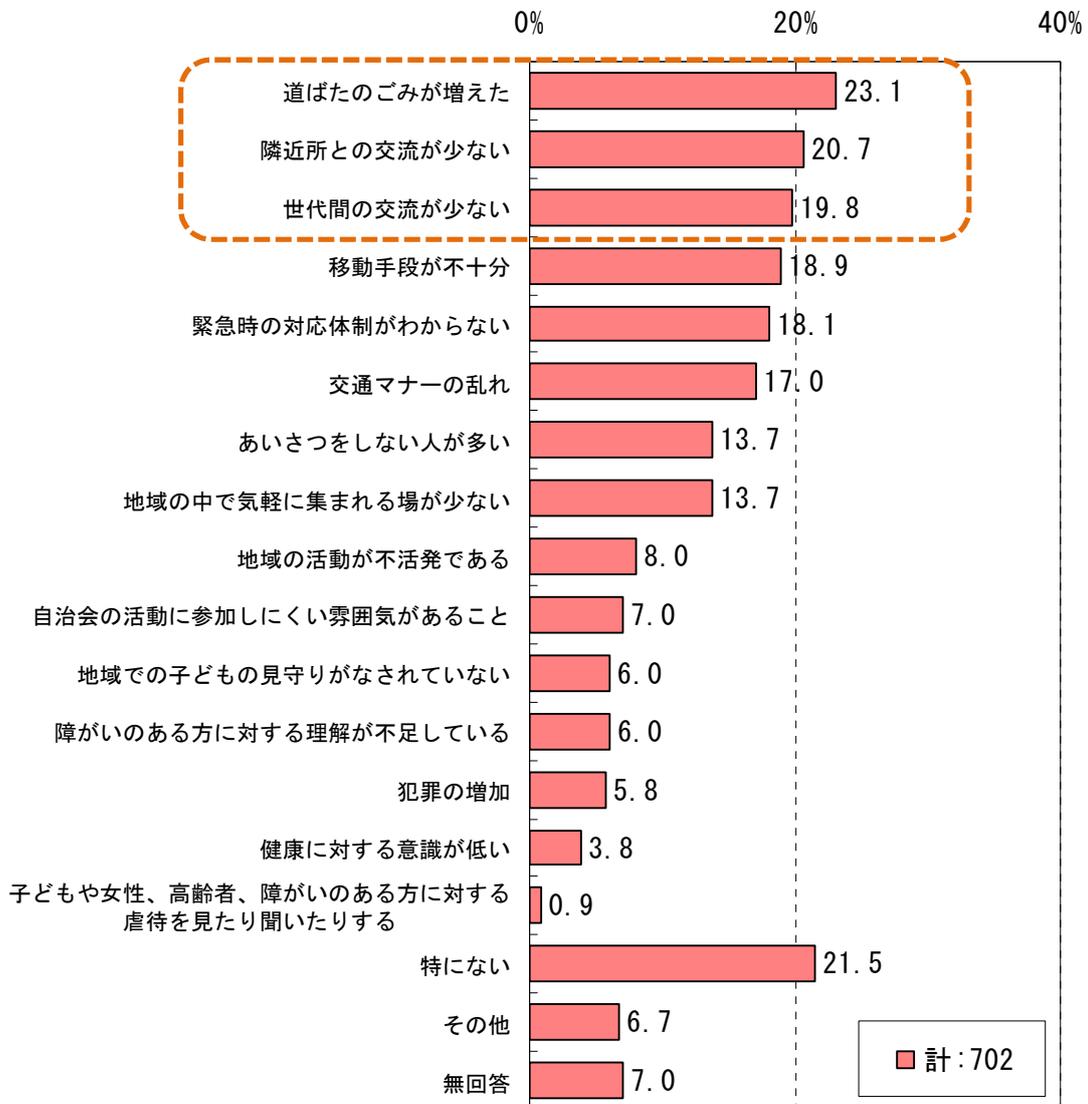
③住民同士の支え合い

- 地域社会の住民同士での支え合い活動が必要だと「思う」と回答した人が、85.3%と大半を占めています。



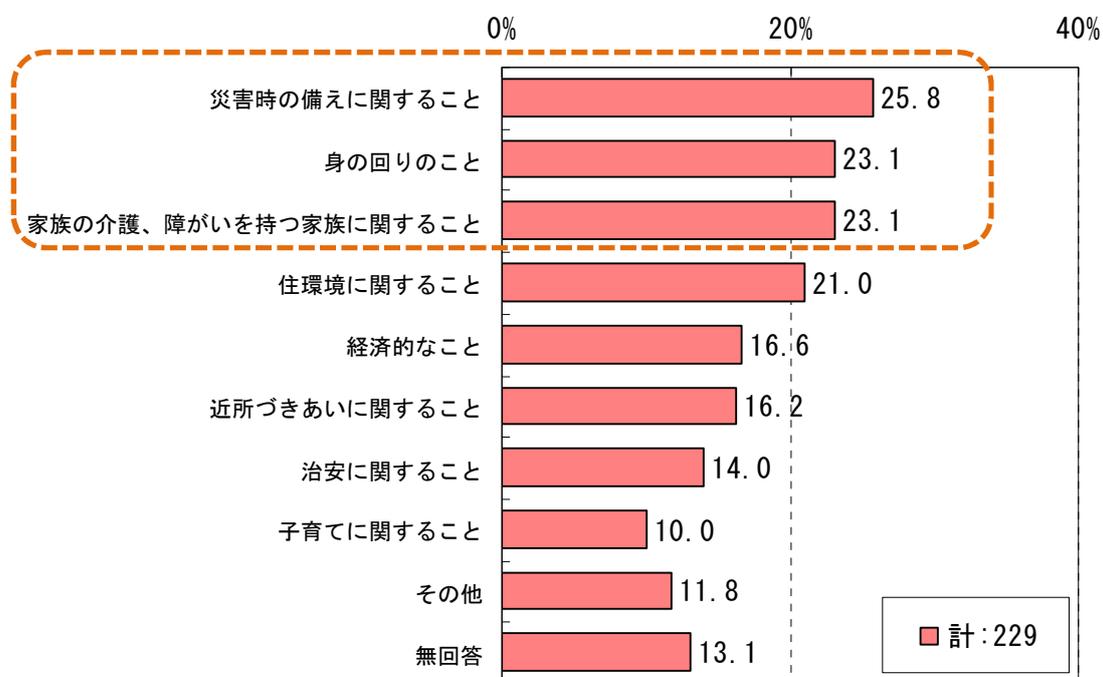
④住んでいる地域の中での問題

- 地域の問題点は「道ばたのごみが増えた」が 23.1%と最も多く、次いで「隣近所との交流が少ない」が 20.7%、「世代間の交流が少ない」が 19.8%となっています。



⑤日常生活の困りごと

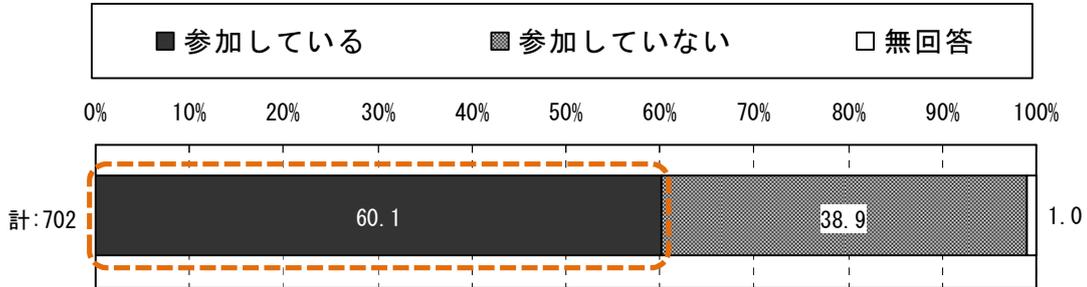
- 日常生活の困りごとは「災害時の備えに関すること」が25.8%と最も多く、次いで「身の回りのこと」と「家族の介護、障がいを持つ家族に関すること」が同率で23.1%となっています。



(2) 地域活動・ボランティア活動について

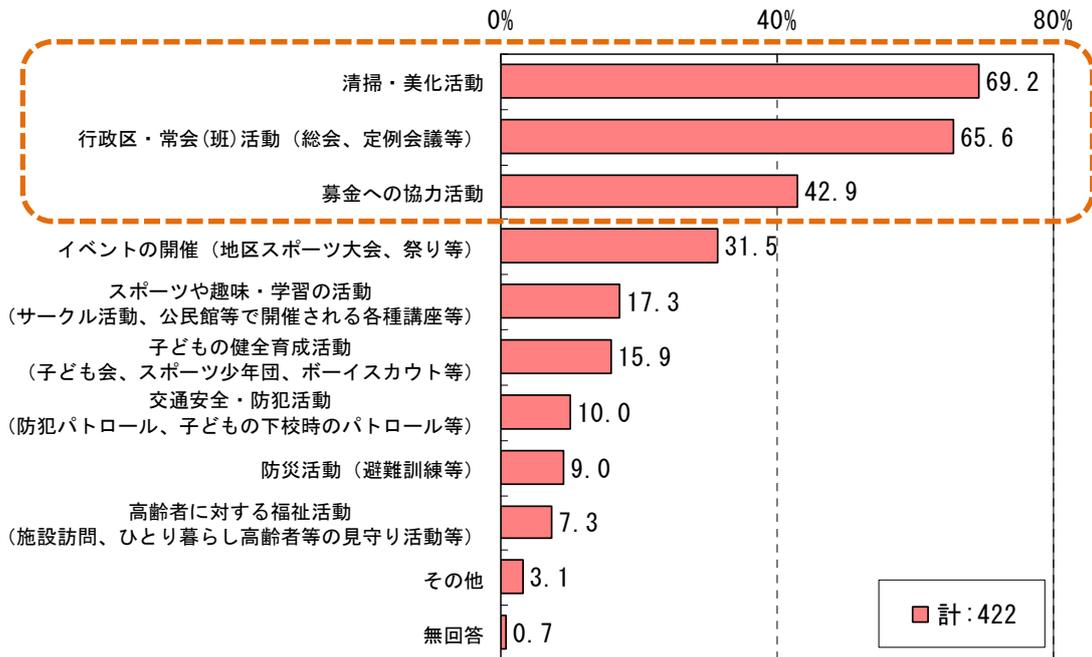
① 地域活動の参加状況

- 地域活動の参加状況は「参加している」が60.1%と過半数を占めています。



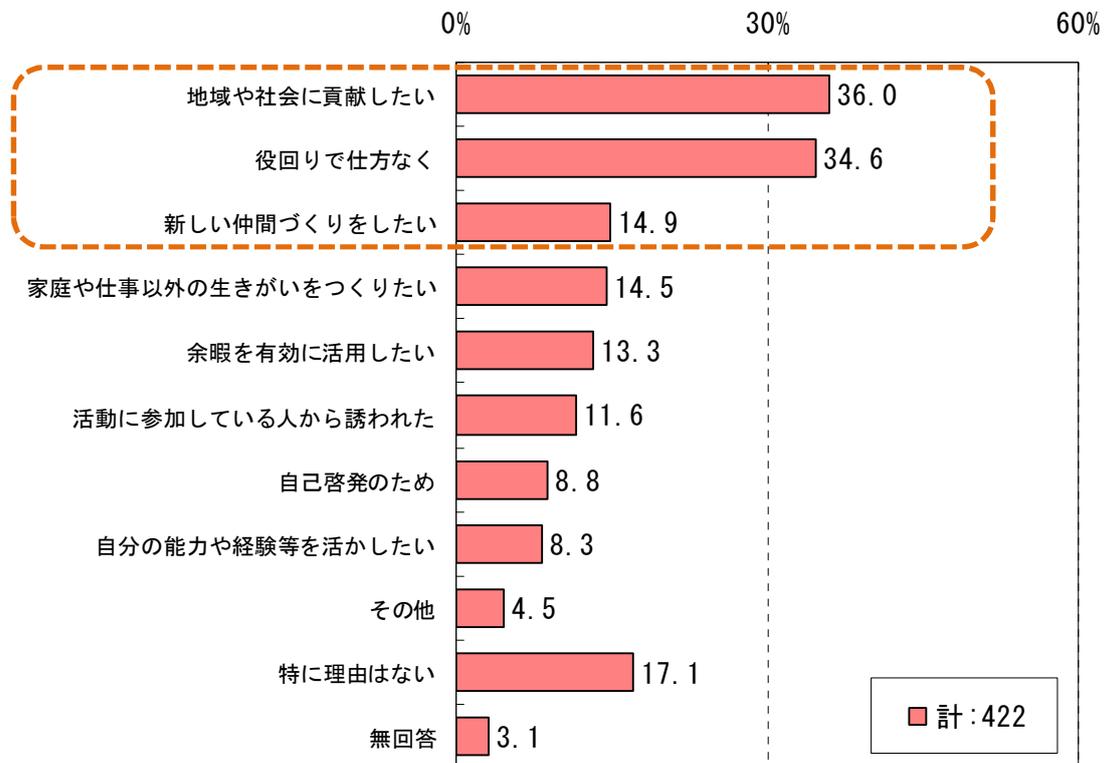
② 活動している地域活動の内容

- 活動している地域活動の内容については、「清掃・美化活動」が69.2%と最も多く、次いで「行政区・常会(班)活動(総会、定例会議等)」が65.6%、「募金への協力活動」が42.9%となっています。



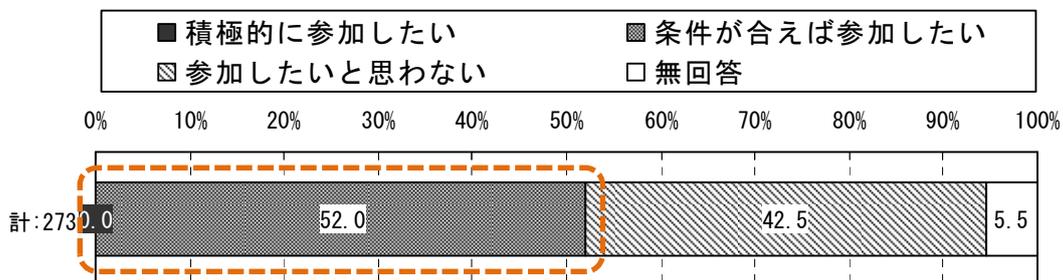
③地域活動に参加している理由

- 地域活動に参加している理由は「地域や社会に貢献したい」が 36.0%と最も多く、次いで「役回りで仕方なく」が 34.6%、「新しい仲間づくりをしたい」が 14.9%となっています。



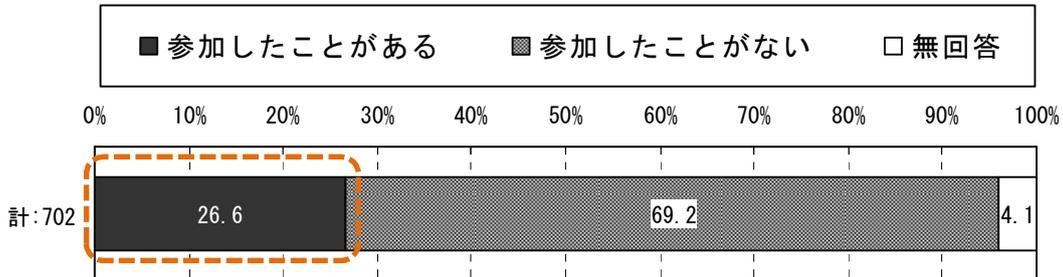
④地域活動の参加意向

- 設問の①で「現在は地域活動に参加していない」と回答した 273 人のうち、今後の参加意向がある人は、「条件が合えば参加したい」が 52.0%となっています。



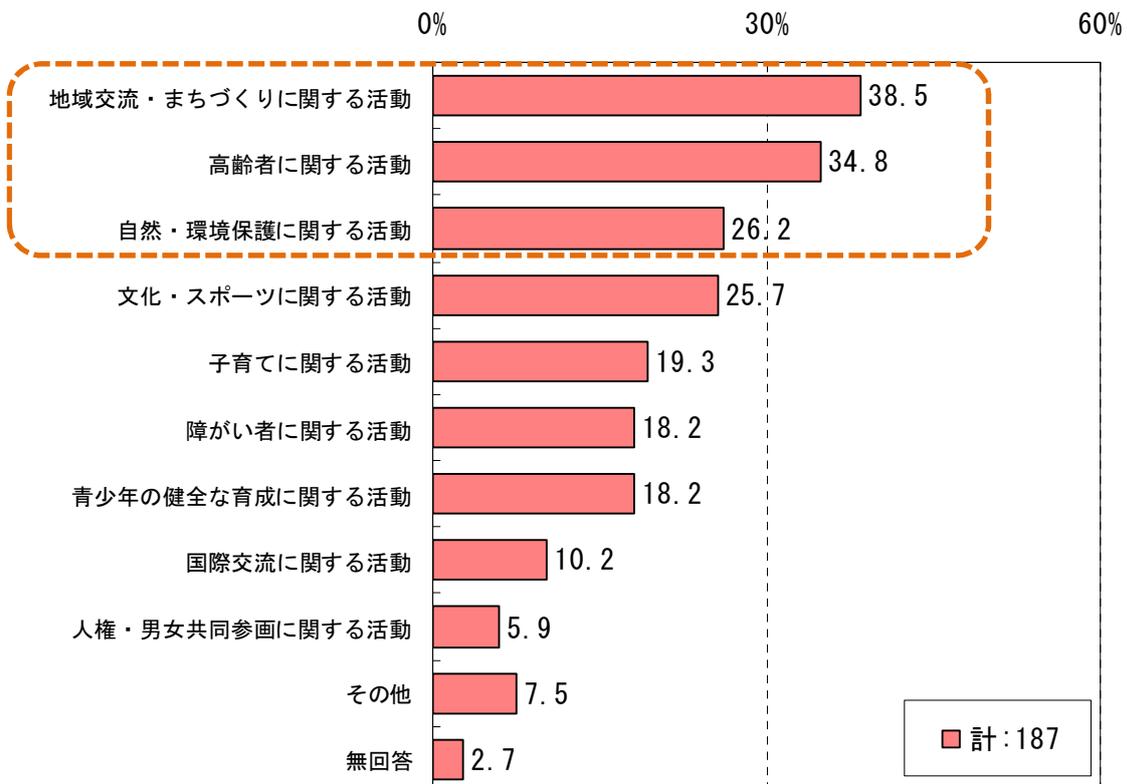
⑤ ボランティア活動やNPO活動の参加経験

- ボランティアやNPO活動（民間非営利活動）に「参加したことがある」と回答した人は26.6%と、約4人に1人の割合となっています。



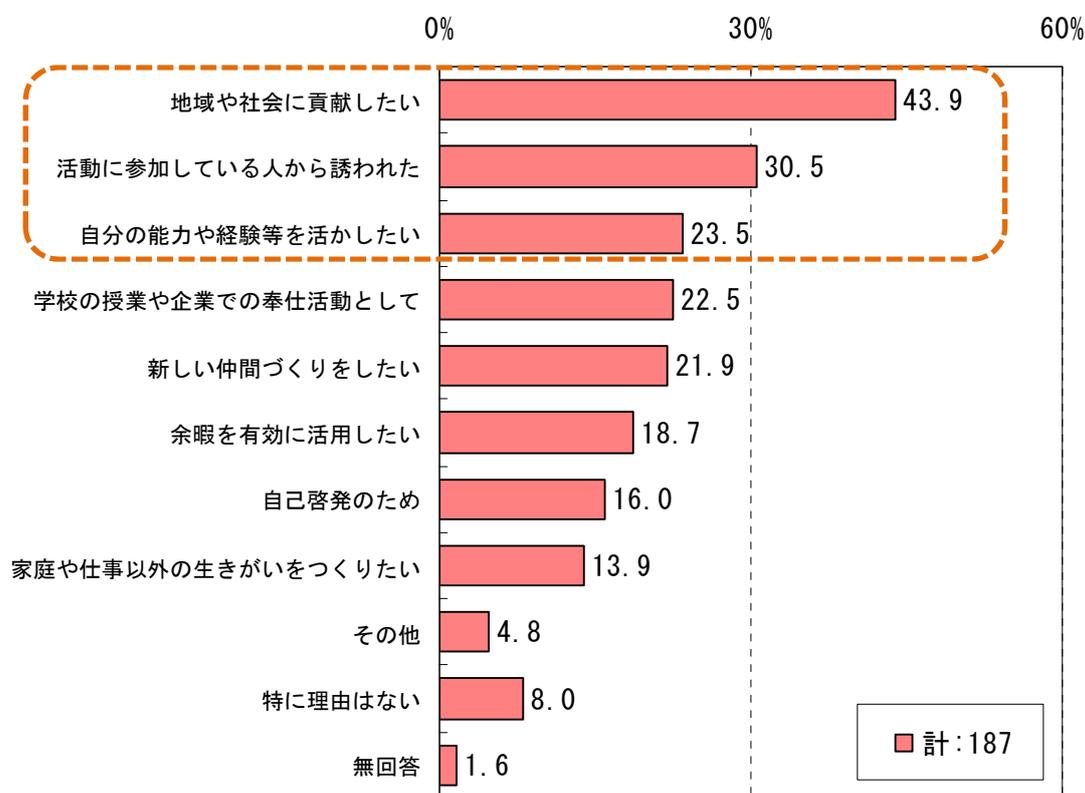
⑥ 参加したことがあるボランティア活動やNPO活動

- ⑤の設問で社会活動に「参加したことがある」と回答した187人に、参加している、もしくは参加したことがある活動をたずねたところ、「地域交流・まちづくりに関する活動」が38.5%と最も多く、次いで、「高齢者に関する活動」が34.8%、「自然・環境保護に関する活動」が26.2%となっています。



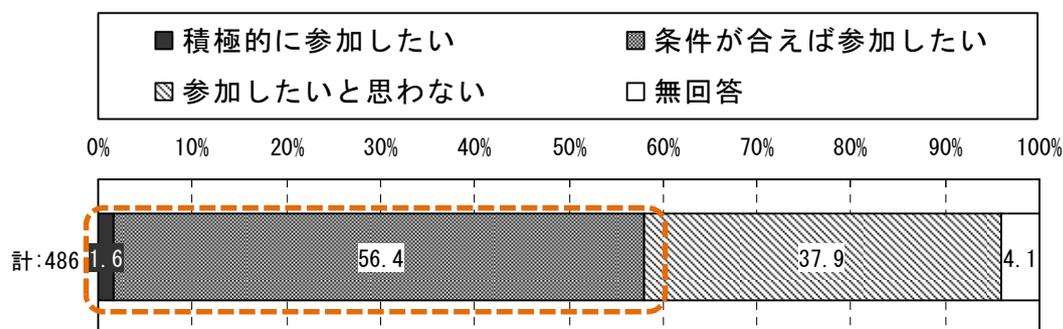
⑦ボランティア活動やNPO活動に参加した理由

- 社会活動に参加している、もしくは参加した理由では、「地域や社会に貢献したい」が43.9%で最も多く、次いで、「活動に参加している人から誘われた」が30.5%、「自分の能力や経験等を活かしたい」が23.5%となっています。



⑧ボランティア活動やNPO活動の参加意向

- 設問の⑤でボランティア活動やNPO活動に「参加したことがない」と回答した486人の今後の参加意向については、「積極的に参加したい」(1.6%)と「条件が合えば参加したい」(56.4%)を合わせて約6割が参加の意志を示しています。

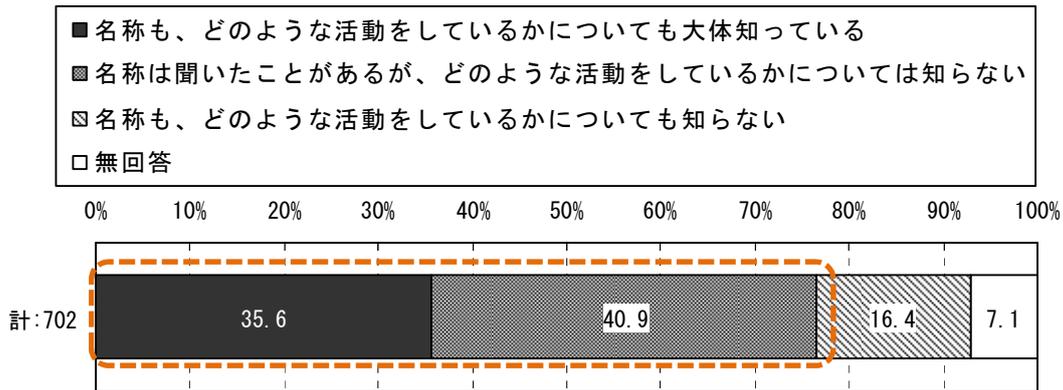


(3) 地域福祉に関する社会的資源や生活環境について

①小美玉市社会福祉協議会の認知度

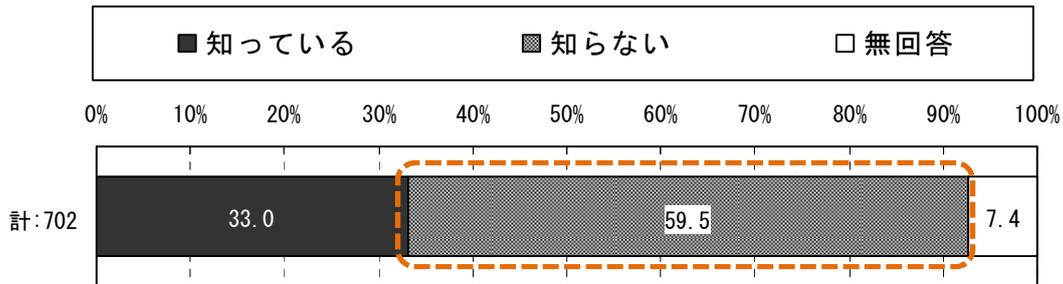
- 「小美玉市社会福祉協議会」は、「名称は聞いたことがあるが、どのような活動をしているかについては知らない」が最も多く 40.9%を占め、「名称も、どのような活動をしているかについても大体知っている」は 35.6%にとどまっています。

また、「名称も、どのような活動をしているかについても知らない」は 16.4%と社会福祉協議会を知らない方が約2割程度います。



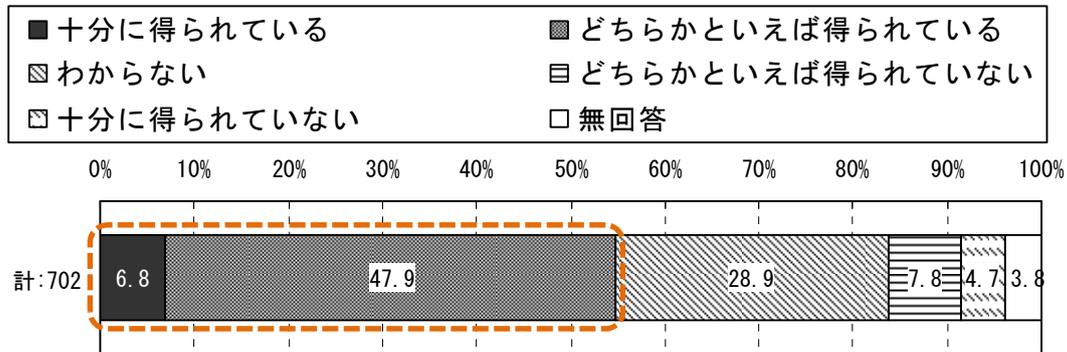
②民生委員・児童委員の認知度

- 自分の居住地区の担当民生委員・児童委員が誰であるかの認知度では、「知らない」が 59.5%と過半数を占めています。



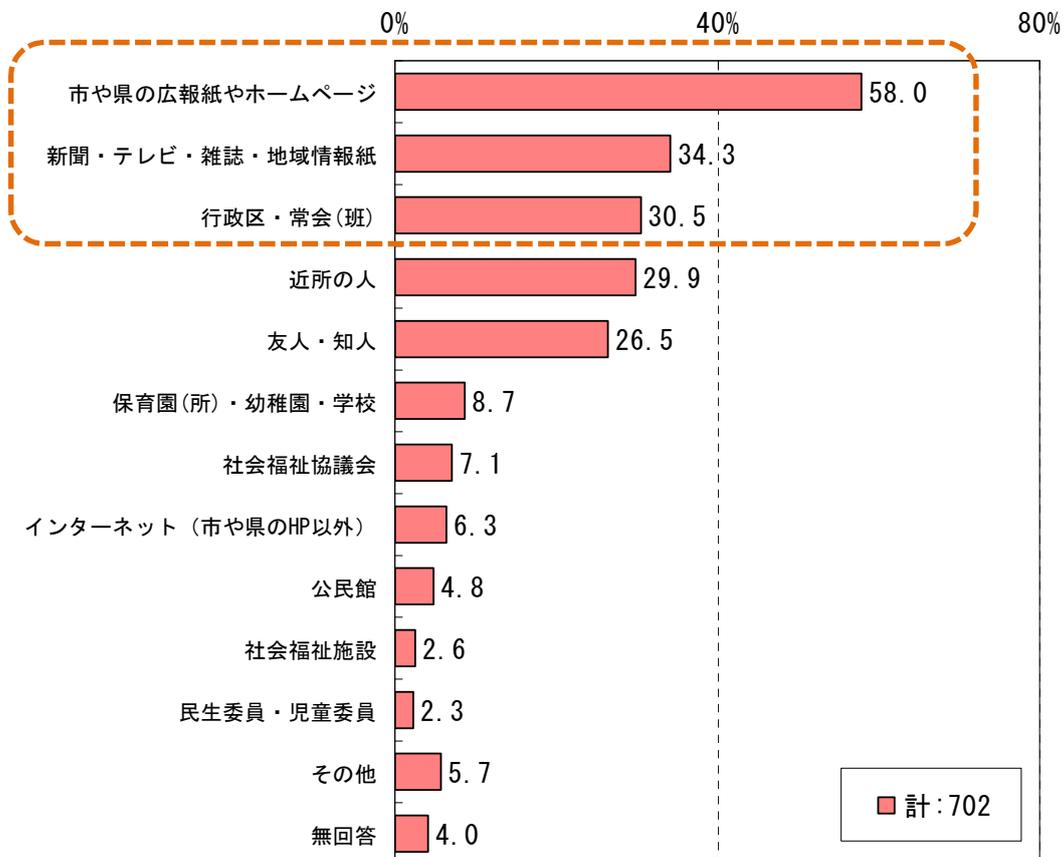
③地域や生活の情報の取得状況

- 地域や生活の情報の取得状況については、「十分に得られている」(6.8%)、「どちらかといえば得られている」(47.9%)を合わせて54.7%が情報を「得られている」と回答しています。



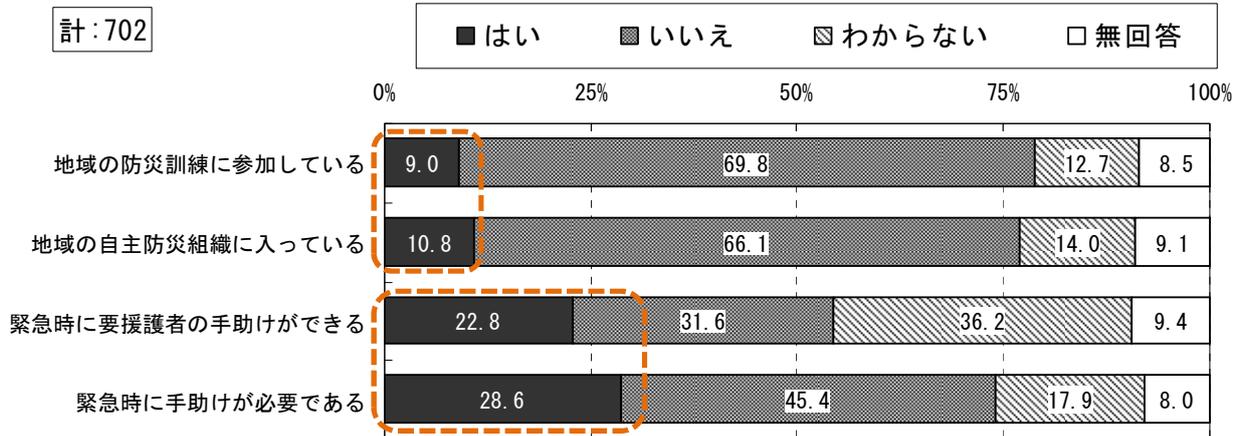
④福祉サービスの情報の入手先

- 地域や生活の情報の入手方法は「市や県の広報紙やホームページ」が58.0%と最も多く、次いで「新聞・テレビ・雑誌・地域情報紙」が34.3%、「行政区・常会(班)」が30.5%となっています。



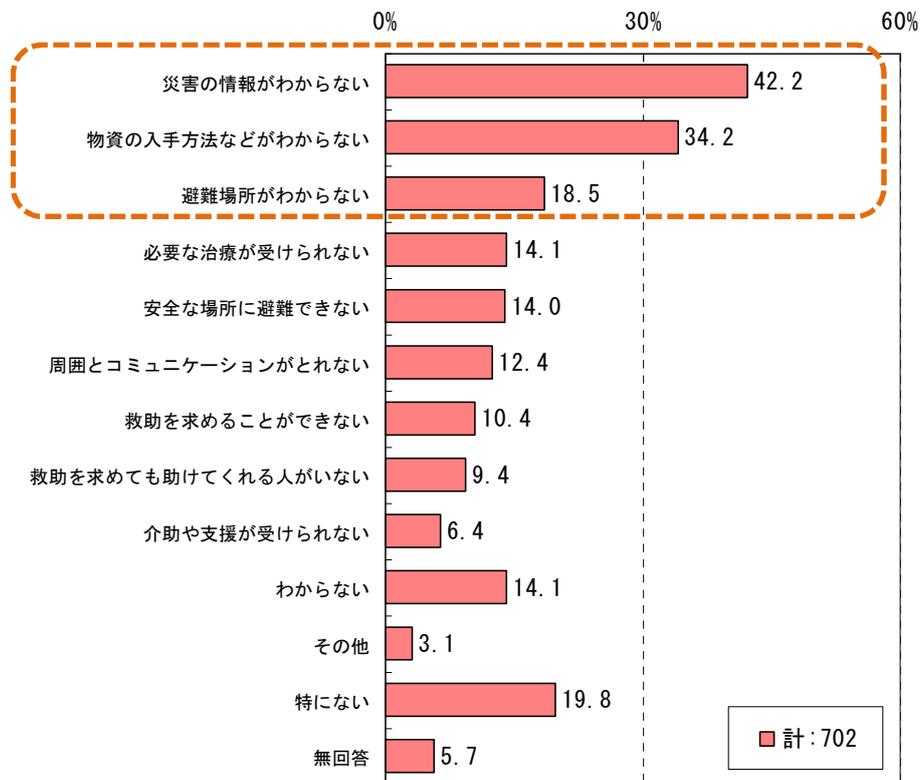
⑤緊急時への備え

- 防災活動や災害などの緊急時の取り組みについては、「地域の防災訓練に参加している」、「地域の自主防災組織に入っている」が1割程度にとどまっています。また、「緊急時に要援護者の手助けができる」との回答が約2割なのに対し、「緊急時に手助けが必要である」とする方が約3割を占めています。



⑥災害時に困ること

- 災害時に困ることは、「災害の情報がわからない」が42.2%と最も多く、次いで「物資の入手方法などがわからない」が34.2%、「避難場所がわからない」が18.5%となっています。

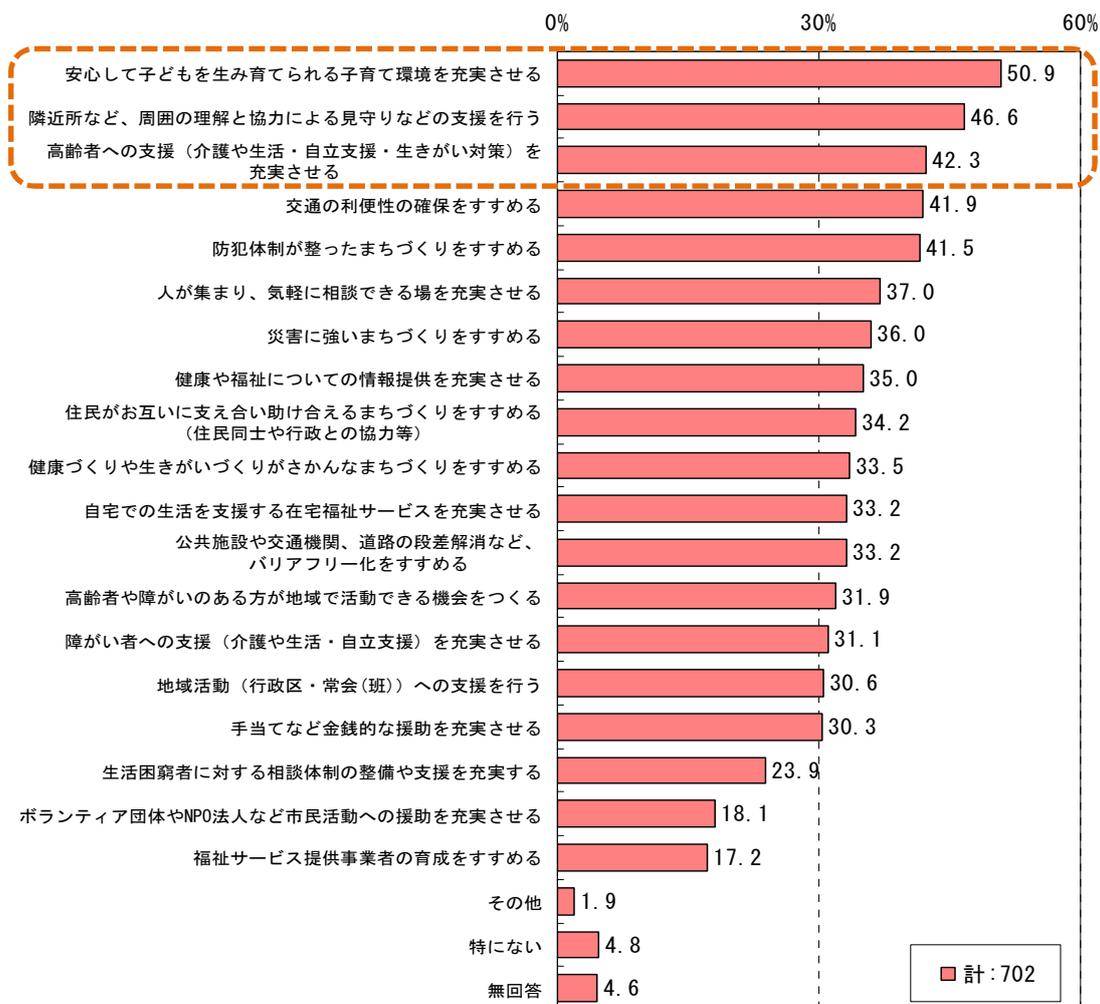


⑦誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくため必要な取り組み

- ・誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、「安心して子どもを子育ててられる子育て環境を充実させる」が50.9%と最も多く、次いで、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が46.6%、「高齢者への支援（介護や生活・自立支援・生きがい対策）を充実させる」が42.3%となっています。

地域別に見ると、小川地区では「交通の利便性の確保をすすめる」、美野里地区では「高齢者への支援（介護や生活・自立支援・生きがい対策）を充実させる」、玉里地区では、「防犯体制が整ったまちづくりをすすめる」が比較的他の地区より高くなっています。

さらに、年代別にみると、20歳代から50歳代では「交通の利便性の確保をすすめる」、「災害に強いまちづくりをすすめる」と回答する割合が高くなっています。また、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」は年代が上がるにつれ割合が高くなる傾向がうかがえます。



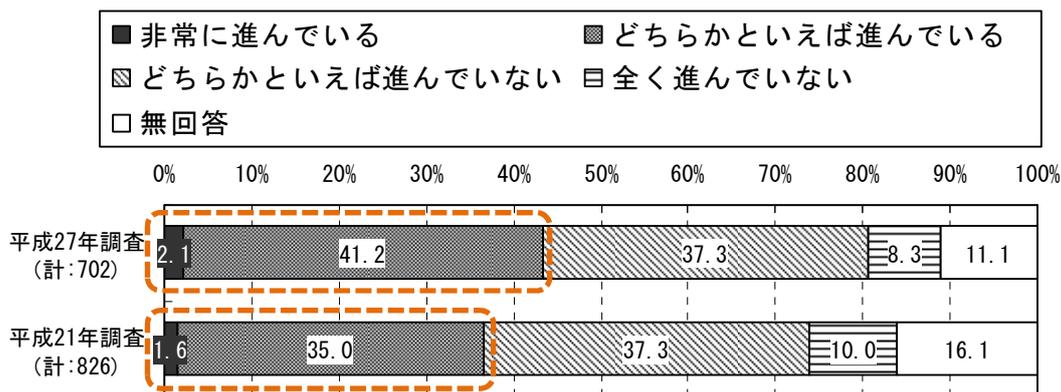
第2章 地域福祉に関わる現状と課題

%		問29 誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要な取り組み												
		合計	見守りなどの支援を行う	隣近所など、周囲の理解と協力による	地域活動（行政区・常会（班））への支援を行う	ボランティア団体やNPO法人など	市民活動への援助を充実させる	高齢者や障がいのある方が地域で活動できる機会をつくる	人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる	健康や福祉についての情報提供を充実させる	住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりをすすめる（住民同士や行政との協力等）	健康づくりや生きがいづくりがさかんなまちづくりをすすめる	自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる	高齢者への支援（介護や生活・自立支援・生きがい対策）を充実させる
全体		702	46.6	30.6	18.1	31.9	37.0	35.0	34.2	33.5	33.2	42.3	31.1	50.9
地区別	小川地区	256	44.1	28.1	15.2	32.4	38.3	33.6	32.4	31.3	29.3	38.3	26.2	49.6
	美野里地区	322	48.8	29.5	18.0	30.1	37.0	32.6	34.8	33.2	36.3	44.1	30.7	51.2
	玉里地区	106	46.2	38.7	24.5	34.9	35.8	47.2	34.9	39.6	34.0	45.3	43.4	52.8
年代別	20歳代	61	32.8	21.3	16.4	19.7	34.4	23.0	34.4	27.9	23.0	31.1	26.2	47.5
	30歳代	96	41.7	21.9	18.8	31.3	43.8	37.5	32.3	31.3	26.0	44.8	34.4	70.8
	40歳代	69	40.6	20.3	15.9	33.3	40.6	34.8	30.4	26.1	33.3	40.6	40.6	55.1
	50歳代	118	49.2	37.3	22.9	37.3	36.4	37.3	37.3	34.7	39.0	44.1	32.2	59.3
	60歳代	145	45.5	37.9	10.3	32.4	31.0	30.3	29.0	31.0	31.0	37.2	29.7	42.1
	70歳代	127	55.9	30.7	19.7	33.1	37.0	40.2	39.4	39.4	37.8	44.1	25.2	42.5
	80歳以上	73	53.4	32.9	26.0	30.1	42.5	41.1	35.6	42.5	41.1	53.4	34.2	41.1

%		問29 誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要な取り組み									
		福祉サービス提供事業者の育成をすすめる	手当てなど金銭的な援助を充実させる	生活困窮者に対する相談体制の整備や支援を充実させる	交通の利便性の確保をすすめる	公共施設や交通機関、道路の段差解消など、バリアフリー化をすすめる	災害に強いまちづくりをすすめる	防犯体制が整ったまちづくりをすすめる	その他	特にない	無回答
全体		17.2	30.3	23.9	41.9	33.2	36.0	41.5	1.9	4.8	4.6
地区別	小川地区	18.4	32.8	20.7	46.5	31.6	32.8	37.9	1.6	6.6	5.5
	美野里地区	15.8	28.0	24.5	39.4	31.4	37.0	40.1	1.9	4.3	3.4
	玉里地区	19.8	29.2	28.3	37.7	41.5	39.6	53.8	2.8	2.8	4.7
年代別	20歳代	14.8	39.3	16.4	49.2	36.1	42.6	42.6	-	13.1	1.6
	30歳代	16.7	46.9	26.0	46.9	34.4	51.0	42.7	2.1	3.1	-
	40歳代	15.9	39.1	24.6	52.2	34.8	40.6	47.8	1.4	2.9	2.9
	50歳代	16.1	31.4	27.1	46.6	42.4	39.0	43.2	0.8	1.7	3.4
	60歳代	15.9	24.1	21.4	35.9	28.3	26.9	36.6	2.8	4.8	3.4
	70歳代	16.5	18.9	22.0	37.0	28.3	28.3	44.1	2.4	3.1	7.1
	80歳以上	28.8	23.3	30.1	34.2	31.5	32.9	35.6	2.7	11.0	12.3

⑧市民と行政の協働について

- 小美玉市の地域福祉に関する市民と行政の協働（パートナーシップ）については、「どちらかといえば進んでいる」が41.2%と最も多く4割を占めています。前回の平成21年度調査と比べると、「非常に進んでいる」、「どちらかといえば進んでいる」は36.6%から43.3%と6.7ポイント上昇しています。



6. 地域福祉に関する課題

本市の地域福祉に関わる課題をまとめました。

【課題 1】

市民一人ひとりが日常的に助けあいの心を育むことができるような、福祉の心を根づかせた、地域における福祉力の醸成が重要です。

また、地域資源を活用して住民や地域間、世代間の交流を促進することで、地域ぐるみによる福祉の向上が必要です。

【課題 2】

家族のあり方やライフスタイル等が変化する中で、住民同士のつながりが希薄化してきており、あらゆる場面での支えあいが少なくなっています。

日常的な集まりや地域の見守り活動などによって、分かち合い、支え合える地域をつくるため、住民の積極的な活動への参加を促す必要があります。

また、地域活動やボランティア活動を積極的に行う人が不足していたり、固定化、高齢化したりするなど、団体や個人への負担が大きくなっていることが予測されます。今後はさらに参加者のすそ野を広げ、地域福祉を担う人材を育成することが課題となっています。

【課題 3】

福祉のまちづくりを進めていくためには、情報の提供方法及び相談支援体制の充実、保健・医療・福祉の連携及び市民と行政の協働体制の確立等に力を入れていく必要があります。

また、地域福祉を推進するにあたり、子ども、高齢者、障がい者などすべての市民が安心して暮らせる環境づくりが求められています。

さらに、地震等の災害が発生した際には、市や消防による支援が困難となる可能性があるため、地域における防災体制の役割が非常に重要になります。

そのため“もしも”に備えた、強い地域を構築するため、地域住民を中心とする防災体制の整備が必要となっています。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

ぬくもりあふれるまちづくり

第1次計画では「ぬくもりあふれるまちづくり」を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、市民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるような福祉のまちづくりが求められます。

そのため、すべての人が住み慣れた地域社会で、安心してその人らしい生活をおくることができるように、一人ひとりが思いやりの温かなところをもち、お互いに支えあう地域づくりを目指します。

本計画は、本市の地域福祉をめぐる課題をまとめ、これまでの地域福祉分野における取組み等を踏まえ、市民一人ひとりが住みなれた地域で安全・安心に暮らせるよう、第1次計画の基本理念を踏襲し、「ぬくもりあふれるまちづくり」を掲げます。

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現を図る上での方向性となる基本目標を、次のとおりとします。

基本目標 1 地域で共に支えあうあたたかな心づくり

少子高齢化や核家族化が進み、近所付き合いの希薄化や他人とのコミュニケーションを避ける人が増えるなど、いわゆる「地域力」の低下が問題となっています。

こうしたことから市民一人ひとりに対して、地域福祉の心のさらなる醸成を図るとともに、交流できる場やきっかけづくりが必要となっています。

そのため、次代を担う子どもをはじめ、地域で暮らす誰もが持つ地域福祉の意識の醸成を進めます。

また、誰もが気軽に地域福祉活動に参加できる機会づくりをするとともに、現在地域で活躍している地域活動やボランティア活動への支援によって、住民の自発的で主体性のある活動の活性化を図ります。

施策の方向性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支えあう心の育成 2. 地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化 3. 地域でのふれあい、交流の場づくり
--------	---

基本目標 2 みんなに届く福祉サービスづくり

本市において、要支援・要介護認定者数や障がい者数が増加しており、保健・医療・福祉に関するニーズは高度化・多様化しているため、市民一人ひとりのニーズに適切に対応できるよう、保健・医療・福祉の連携の充実が求められています。

また、支援を必要とする人に対しては、自立に向けた様々なサポートが必要となっています。

そのため、すべての市民が必要なとき、適切なサービス提供・利用できる環境づくりを進めるとともに、保健・福祉に関する情報提供や相談支援体制の充実を図っていきます。

さらに、成年後見制度などの権利擁護の推進、生活困窮者への自立支援に取り組みます。

施策の方向性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相談支援・情報提供体制の充実 2. 福祉サービスの充実 3. 自立支援体制の充実
--------	---

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

東日本大震災や平成27年に県内各市に大きな被害をもたらした関東・東北豪雨被害などの大規模災害等を機に、防災をはじめとした安全・安心への意識が高まっていることから、災害時などの体制づくりがより重要となっています。

そのため、地震等の災害に備えた環境整備を進めるとともに、地域での犯罪を防ぐため、安全なまちづくりを進めます。

また、今後も増加する高齢者や障がい者などに配慮したまちづくりが求められており、福祉サービスの充実のみならず、バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを推進することが重要です。

高齢者や障がい者など、すべての市民が安心して移動や外出ができるように、安全な道路・交通環境づくりを進めるとともに、地域特性を踏まえた公共交通の整備を進めます。

さらに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域活動を行っている団体など、連携を充実し、福祉のネットワークづくりを図ります。

施策の方向性	<ol style="list-style-type: none">1. 生活環境の充実2. 防犯・防災体制の充実3. 地域福祉のネットワークづくり
--------	--

3. 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策と施策の方向】

ぬくもりあふれるまちづくり

1

地域で共に支えあう
あたたかな心づくり

1. 支えあう心の育成
(1)学校や地域における福祉教育の充実
(2)地域福祉の広報・啓発活動の充実

2. 地域でのふれあい、交流の場づくり
(1)世代間交流の推進
(2)地域での交流活動の推進
(3)隣近所の交流への支援

3. 地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化
(1)地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成
(2)ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり
(3)地域活動やボランティア活動への支援

2

みんなに届く
福祉サービスづくり

1. 相談支援・情報提供体制の充実
(1)情報提供の充実
(2)相談体制の充実
(3)民生委員・児童委員等との連携

2. 福祉サービスの充実
(1)地域包括ケアシステムの充実
(2)各種福祉サービスの充実
(3)相談・苦情対応体制の充実

3. 自立支援体制の充実
(1)社会的孤立への対策
(2)権利擁護の普及と啓発
(3)虐待、DV(ドメスティックバイオレンス)防止の連携強化
(4)生活困窮者への支援

3

安心して暮らせる
まちづくり

1. 生活環境整備の充実
(1)ユニバーサルデザインの推進
(2)利用しやすい交通環境の整備
(3)環境美化のまちづくりの推進

2. 防犯・防災体制の充実
(1)災害時における地域防災体制づくり
(2)要支援者の避難支援体制づくり
(3)地域で取り組む防犯体制づくり

3. 地域福祉のネットワークづくり
(1)地域福祉推進体制の整備
(2)社会福祉協議会との連携の強化・社会福祉法人との連携
(3)見守り体制の充実

第4章

施策の内容

基本目標 1

地域で共に支えあうあたたかな心づくり

第4章 施策の内容

基本目標1 地域で共に支えあうあたたかな心づくり

基本施策1. 支えあう心の育成

現状と課題

- 家族形態の多様化、生活習慣の変化が進む中、地域社会での交流が減ってきており、人と人とのふれあいを通じた思いやりやいたわりといった互いを思いあう心を育む機会もまた、少なくなっています。
- みんなが安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、地域住民同士で協力し合う地域福祉の意識啓発が必要となっています。
- 地域全体に地域福祉の考え方が浸透し定着するよう、福祉教育や広報・啓発活動に努めることが重要です。

施策の方向

(1) 学校や地域における福祉教育の充実

- ◆道徳教育や情操教育、特別活動等すべての学校教育活動を通して、子ども同士、子どもと教師や地域の人々との連帯感を深め、心の教育の充実を図ります。
- ◆福祉教育や各種講座の開催、ボランティア活動の推進、交流会の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行います。

(2) 地域福祉の広報・啓発活動の充実

- ◆広報紙やホームページなど多様な媒体を活用して地域福祉に関する啓発・広報活動の充実を図ります。
- ◆市や関係機関が開催する各種イベントにおいて、福祉に係るコーナーの設置など、より多くの市民が福祉に接する機会づくりに努めます。

～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- 一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するように心がけましょう。
- 障がい者や高齢者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育に積極的に参加しましょう。
- 日常生活において、地域の出来事に関心を持つように心がけましょう。
- 広報やホームページ、回覧板などに目を通すように心がけましょう。

基本施策2. 地域でのふれあい、交流の場づくり

現状と課題

- 近所付き合いや言葉掛けなどが自然に行われる地域の風土づくりや、地域での行事やイベントに気軽に参加できるような環境づくりが求められます。
- 地域住民同士のつながりが薄れ、身近な地域における交流の機会が少なくなっています。
- 地域の団体等と連携した各種サロンの実施により交流機会の提供を行ってきました。今後は若い世代を含め、より多くの人に参加しやすく、また、より地域に密着し、地域の実情に応じた交流機会の創出が必要です。

施策の方向

(1) 世代間交流の推進

- ◆保育所や幼稚園、小中学校における各種の行事等をとおして、地域の人や高齢者、障がい者などとの交流の場を設け、交流やふれあいを促進します。
- ◆子どもから高齢者まで世代間の交流が図れる事業を展開します。
- ◆小中学校に各種事業を通して世代間交流を推進するよう、働きかけます。

(2) 地域での交流活動の推進

- ◆市民主体で運営する市民交流事業の充実に努めるとともに、自治会などの地域で行われる交流や、福祉施設で行われる地域との交流を推進し、より多くの人交流できる機会の創出を図ります。
- ◆地域住民同士の支え合いを基本とした地域の力を活性化させるため、地域住民の交流を促進します。

(3) 隣近所の交流への支援

- ◆近所の子どもや高齢者をはじめ、多くの住民同士があいさつを交わし、親しみある地域社会をつくっていけるよう、地域住民や地域活動団体を通じ、声かけを促進していきます。
- ◆さまざまな人が参加しやすい新たなイベントや行事の検討を、地域活動に取り組む各種団体に呼びかけ、実施に向けて支援します。

～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- ・子ども会と老人クラブなどが合同で実施できる活動機会の創出や、地域行事や保育所、幼稚園、学校で高齢者と子どもが交流できる機会に参加しましょう。
- ・地域の祭りや伝統行事に積極的に参加し、交流を深めるとともに若い世代に継承していきましょう。
- ・自治会や身近な地域で、話しあいや親睦の機会を持つようにしましょう。
- ・地域の交流の場やサロン事業に積極的に参加しましょう。
- ・隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいを持ちましょう。

基本施策3. 地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化

現状と課題

- 地域での支えあいや助けあいを進めていく「地域福祉」は、自治会といった地域組織だけの取り組みで実現できるものではなく、ボランティア団体やNPO法人などの役割も重要で、みんなで協力して地域福祉を担っていく必要があります。
- ボランティア団体やNPO法人などにおいて指導的役割を果たすリーダーを見つけ、育てていくことも重要となっています。
- アンケート調査では、現在は地域活動に参加していない人の中で、今後の参加意向がある人は、「条件が合えば参加したい」が52.0%となっています。また、ボランティア活動やNPO活動に「参加したことがない」と回答した486人に、今後の参加意向をたずねたところ、「積極的に参加したい」（1.6%）と「条件が合えば参加したい」（56.4%）を合わせて約6割が参加の意志を示しています。
- ボランティア活動のきっかけをつくるとともに、担い手の育成や団体の支援を行うことが課題となっています。
- 地域福祉を推進するうえで、地域に根ざした活動やボランティア活動などを行っている市民・団体は貴重な存在であり、その活動を支援することが必要です。
- 地域のことや各種団体の活動内容等の情報を発信することにより、地域活動やボランティアへの関心を高め、市民の参加を促すことが必要です。

施策の方向

（1）地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

- ◆地域活動やボランティア活動等に参加するメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講日時への配慮等により、幅広い年齢層の人材育成に努めます。
- ◆地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉活動に活かすことができるよう、社会福祉協議会をはじめとした各種団体と連携し、人材育成に向けた教室等の開催に努めます。
- ◆様々な経験をもった地域人材の登録、活用ができる体制づくりを進めます。

(2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり

- ◆地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人（担い手）と各種団体や機関を結びつけるコーディネートを行います。
- ◆地域住民同士の支え合いを基本とした地域の力を活性化させるため、地域住民の交流を促進します。

(3) 地域活動やボランティア活動への支援

- ◆定年退職を機に、地域に活躍の場を求める人の豊かな知識や経験を活かし、地域活動やボランティア活動の推進を図るとともに、地域組織の活性化を支援するなど、誰もが積極的に活動しやすい環境づくりを推進します。
- ◆近年、身近な地域活動組織である自治会、老人クラブ、子ども会などに取り組むメンバーの高齢化や担い手の育成などが課題として挙げられています。
- ◆自治会、老人クラブ、子ども会などの加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組みます。

～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 地域のなかで活動する団体と積極的に交流を図りましょう。
- ボランティアセンターを活用しましょう。
- 自治会や老人クラブ、子ども会などの活動について関心を持ちましょう。
- 自治会の活動が継続するよう、役員の任期や活動内容について話し合いの機会を持ちましょう。

基本目標2

みんなに届く福祉サービスづくり

基本目標2 みんなに届く福祉サービスづくり

基本施策1. 相談支援・情報提供体制の充実

現状と課題

- 困ったときに気軽に相談でき、必要なときに適切なサービスが利用できるよう、利用者本位のサービスの確保が求められています。また、市民と行政がともに考え、ともに行動することが重要です。
- アンケート調査では、自分の居住地区の担当民生委員・児童委員が誰であるかの認知度では、「知らない」が59.5%と過半数を占めています。
- 必要とする福祉サービスが行き届くようにするために、利用者の生活課題や福祉ニーズを把握し、適切なケアマネジメントを行った上で、行政・福祉サービス事業者のみならず、地域のボランティアやNPOなどが提供する多様なサービスを必要に応じて組み合わせて対応していくことが必要です。

施策の方向

(1) 情報提供の充実

- ◆広報紙やパンフレット、ホームページ等の情報媒体を活用し、福祉サービスの情報が得られるよう提供を行います。
- ◆関係機関や関係団体等との情報を共有し、利用する側に立った効果的な情報提供を充実します。

(2) 相談体制の充実

- ◆関係機関や関係団体との連携を強化し、地域の課題を福祉サービスに結びつけるための体制づくりを推進します。
- ◆多様化、深化する相談に対し、相談業務担当者が専門性を発揮できるよう、職員の質の向上を図ります。
- ◆社会福祉協議会や地域子育て支援センター、地域包括支援センター、NPO法人団体、福祉サービス提供事業者などの相談窓口の充実を支援します。

(3) 民生委員・児童委員等との連携

- ◆ 民生委員・児童委員への情報提供や研修の充実など活動を支援します。
- ◆ 広報等を活用し、地域の民生委員・児童委員の周知を行います。
- ◆ 各種相談機関や医療、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員などと連携して、適切なサービスにつなげていきます。

～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- ・ ひとりで悩まず相談してみましよう
- ・ 地域の民生委員・児童委員を知りましよう
- ・ 行政や地域から発行される情報誌に目を通しましよう

基本施策2. 福祉サービスの充実

現状と課題

- 福祉サービスは、利用者自らがサービスを選択し、契約に基づいて利用できるような提供体制の充実だけでなく、利用者の声を広く集め、利用者の意見や苦情を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善につなげていくことが必要です。
- 地域で住民自身が自立して暮らし続けるためには、利用者が自分に合った福祉サービスを選択でき、提供する事業者のサービス内容等が分かりやすく適切に提供されることが必要です。
- 本市では、支援の必要な人に、福祉・保健・医療の関係者が連携したケアチームを組織し、各種在宅サービスが適切に受けられるようにする「地域ケアシステム」や「地域包括ケアシステム」を推進していますが、住民に対する認知が進まないことや十分な支援体制とするための体制づくりが課題となっています。

施策の方向

(1) 地域包括ケアシステムの充実

- ◆高齢者や障がい者、子育て家庭などが家庭や地域の中で安心して暮らせるように、援護が必要な方一人ひとりに、福祉・保健・医療の関係者が連携したケアチームを組織し、各種在宅サービスが受けられるよう、地域ケアコーディネーターが中心となり、介護などに関する相談や必要な在宅サービスを提供できる体制の充実を図ります。(P52 参照)
- ◆誰もが住みなれた地域で自分らしく暮らし続けるため、高齢者、障がい者や難病患者、子ども、さらにはその家族も含めた支援体制「ファミリーケア」を進めるため、現在「茨城型地域包括ケアシステム」の体制整備が進められています。
- ◆茨城型地域包括ケアシステムの機能が発揮されるよう、多職種協働による支援体制の構築に努めるとともに、地域全体で支え合う意識の啓発・醸成に努めます。

(2) 各種福祉サービスの充実

- ◆保健・医療・福祉の連携による障がいのある児童の発達支援や、障がい者へのサービスの提供体制の充実を図ります。
- ◆福祉サービス従事者等の研修を促進し、専門的に携わる関係者の質の向上を図ります。
- ◆福祉事業者などが実施する事業所内研修について助言するなどの適切な支援を行います。

(3) 相談・苦情対応体制の充実

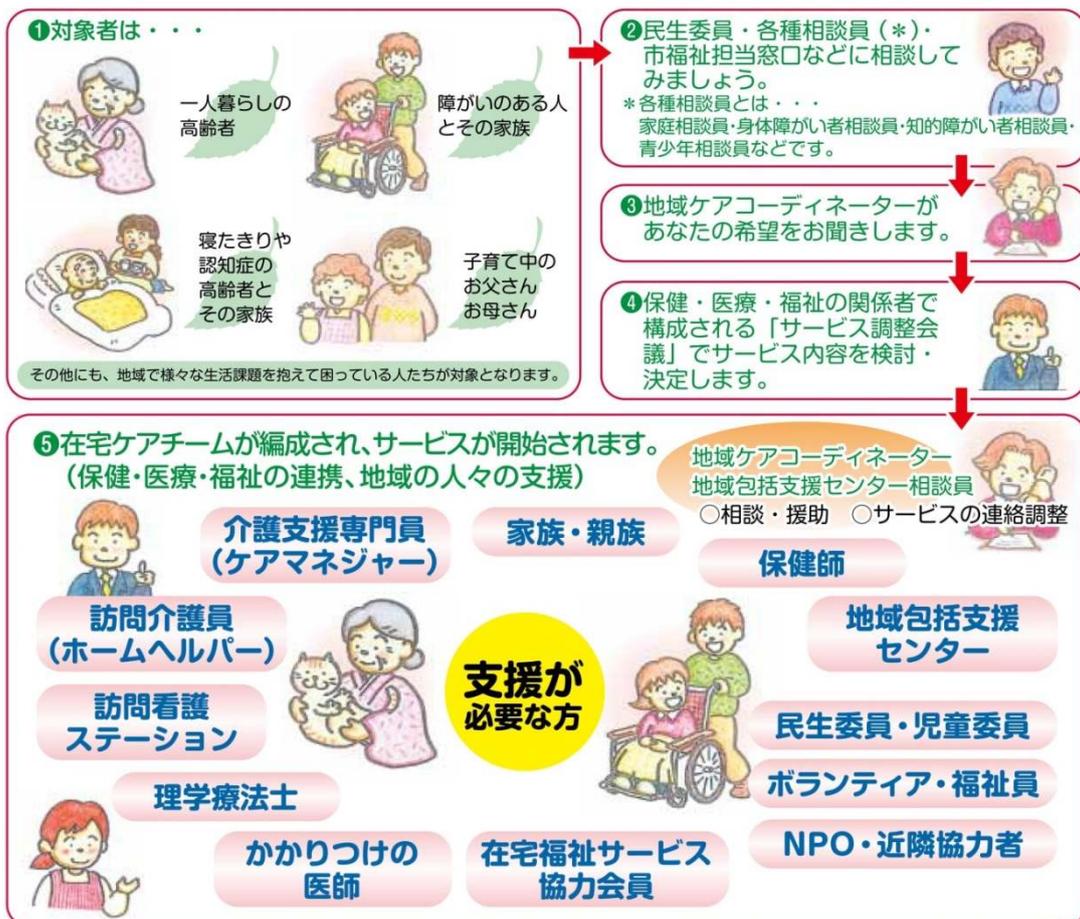
- ◆福祉サービス事業者が、利用者からの苦情に対し適切に対応することで利用者の満足度を高めるとともに、苦情内容などの情報を把握し、苦情解決からサービスの質の向上へとつなげるよう、事業者間および行政との連携を強化します。

～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- ・福祉サービスについての理解を深めましょう
- ・苦情解決のための窓口を積極的に活用しましょう

■地域包括ケアシステム推進事業（茨城型地域包括ケアシステム）

支援を必要とするすべての人に対して、地域コーディネーターが中心となり、保健・医療・福祉の関係者や地域住民・ボランティア等による在宅ケアチームを編成し、本人及び家族全体を生活支援するシステムです。



資料：小美玉市社会福祉協議会 心くしの便利帳

基本施策3. 自立支援体制の充実

現状と課題

- 不登校を始め、ニートやひきこもり等の社会から孤立する状態を長期化させないために相談窓口や居場所づくりなどの体制を整備することが重要です。
- 認知症高齢者や障がいのある人のなかには、判断能力が十分でないために財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為を行うときに、不利益を受ける人もいます。今後は、さらに財産管理や日常生活における援助などに関する支援や相談の増加が予想されることから、権利擁護事業などに関して周知を図り、支援していくことが重要です。
- 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待やDVの予防、早期発見、早期対応を図るため、広報啓発事業や関係機関との連携推進等、体制整備が必要です。
- 平成25年に生活困窮者自立支援法が成立し、生活保護受給に至る前の支援の強化や生活困窮家庭の子どもが引き続き生活困窮に陥らないような支援を行うことが求められています。

施策の方向

(1) 社会的孤立への対策

- ◆ニートやひきこもりなどの課題を抱えた様々な人を把握し、孤立死、孤独死、自殺などの最悪の事態に至らぬよう、必要な支援へつなげます。
- ◆相談窓口の体制を整備し、関係機関と連携を図りながら支援に努めます。
- ◆支援団体などと協力して居場所づくりの推進に努めます。
- ◆自殺やうつ病に関する市民の認識を高めるため、保健・医療、関係機関と連携し、講座や教室を開催するとともに、相談支援体制の強化に努めます。

(2) 権利擁護の普及と啓発

- ◆権利擁護事業や成年後見人制度について広く周知を行うとともに、相談窓口を設置し事業を推進します。
- ◆判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、成年後見人制度の利用促進や日常生活自立支援事業の支援を行います。
- ◆地域包括支援センターを始め相談支援事業所や民生委員・児童委員と連携し、対象者の把握や利用促進に努めます。

(3) 虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）防止の連携強化

- ◆地域における見守り体制の充実を図ります。
- ◆虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。
- ◆虐待やDV防止に向けた相談体制の充実とともに、啓発活動を充実します。

(4) 生活困窮者への支援

- ◆生活困窮者に対しては、早期に適切な支援を実施するため、庁内及び関係機関との情報共有と連携を図り、相談体制を充実させ、自立を促進していくための包括的な支援体制の構築に努めます。
- ◆生活保護の前段階にある複合的な問題を抱える生活困窮者の把握に努め、早期自立につながられるよう相談体制を整備します。また、生活困窮者の早期自立に向けて、関係機関と連携した包括的支援を行います。さらに、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもの学習支援を行います。

～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する理解を深めましょう。
- 支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつないでいきましょう。
- 虐待防止など、地域の見守り活動を強化しましょう

基本目標3

安心して暮らせるまちづくり

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

基本施策1. 生活環境整備の充実

現状と課題

- ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めるとともに、段差解消や手すりの設置等によるバリアフリーなど、高齢者や障がい者等にやさしい居住環境の整備に努めてきましたが、今後も、多くの市民が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化を推進する必要があります。
- 快適な移動手段確保のために、行政・運行事業者・市民の役割分担を検討し、地域の実情を踏まえ、利用ニーズにあった公共交通体系となるよう引き続き検討を行う必要があります。

施策の方向

(1) ユニバーサルデザインの推進

- ◆歩道や道路などユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進します。
- ◆公共施設等において、誰にでも分かりやすい案内表示や点字、音声案内など、利用しやすい施設整備に努めます。

(2) 利用しやすい交通環境の整備

- ◆妊婦や高齢者、障がい者など移送ニーズを把握し、交通手段の整備に努めます。
- ◆コミュニティバスなどで移動しやすいまちづくりを進めます。また、住民や事業者に対しても普及・啓発に努めます。

(3) 環境美化のまちづくりの推進

- ◆地域を美しく保つための環境美化活動を推進します。
- ◆地域の清掃活動や美化活動の周知を図り、市民の参加促進を図ります。

～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- 市民一人ひとりが責任を持ち、ごみ出しなど、モラルやマナーを守りましょう。
- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。
- 外出や移動の際はお互いに協力しましょう。
- 隣近所や地域の商店などが協力・連携し、買い物支援を進めましょう。
- 高齢者や障がい者、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげましょう。

基本施策2. 防犯・防災体制の充実

現状と課題

- 災害時の支援活動を円滑に進めるためには、平常時における備えの充実を図っていくことが求められています。
- 避難行動要支援者名簿の登録について周知徹底を図るとともに、この制度への登録を広く呼びかける取り組みが必要です。
- 悪質商法などの被害に高齢者等が巻き込まれる事案も数多く発生しており、犯罪に合わないようにするための防犯対策が求められています。
- アンケート調査では、住んでいる地域の問題点として「交通マナーの乱れ」もあがっており、高齢者や障がい者、子どもなどに配慮した交通安全対策の推進を図る必要があります。

施策の方向

(1) 災害時における地域防災体制づくり

- ◆大規模災害等の“もしも”に対する強い地域を構築するため、地域住民を中心とする防災体制の整備を促進します。
- ◆避難行動要支援者登録制度（災害時要援護者登録制度）の周知を図るとともに、支援者の拡大を継続的に行っていきます。

(2) 要支援者の避難支援体制づくり

- ◆災害時に支援が必要な災害時要支援者の救援等をスムーズに行うための救援体制等を地域ごとに整備するとともに、要介護の高齢者や障がい者に対応可能な避難所、医療供給体制の整備に努めます。
- ◆災害時要支援者の現状把握とともに、安否確認等災害時の救援活動がスムーズに行えるよう、正確な情報発信伝達手段を整備充実していきます。

(3) 地域で取り組む防犯体制づくり

- ◆安全な住民生活を脅かす犯罪や事故を事前に防止するため、地域の実態に応じた防犯対策や危険箇所対策を推進するとともに、ボランティアが行う地域安全運動を支援します。
- ◆防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。
- ◆市民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティアなどの自主防犯組織への協力と参加を呼びかけます。

～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- ・食料品や必要な物を揃えて、いつでも持ち出せる準備をしておきましょう。
- ・家庭内で避難場所の確認や災害時の連絡のとり方等を決めておきましょう。
- ・「自分達の地域は自分達で守る」という意識を育み、地域での自主防災訓練等に、積極的に参加しましょう。
- ・各地域に応じた体制で防災訓練の実施や災害時対策の検討を行いましょう。
- ・防犯ボランティアなどの自主防犯組織に参加しましょう。

基本施策3. 地域福祉のネットワークづくり

現状と課題

- 地域社会には、様々な組織、人材、施設といった社会資源があります。
- 地域全体で支える福祉のまちを実現するため、こうした社会資源がネットワークを構築し、個々の社会資源の強みや連携・協力することにより生まれる新たな力を活かして、地域で抱える福祉課題への対応力を高める必要があります。
- 本市では各地区でコミュニティ活動が展開され53組織が活動しています。
- アンケート調査では、「小美玉市社会福祉協議会」は、「名称は聞いたことがあるが、どのような活動をしているかについては知らない」が最も多く40.9%を占め、「名称も、どのような活動をしているかについても大体知っている」は35.6%にとどまっています。
- 地域福祉活動を推進していくためには、地域に密着した活動に長年取り組んでいる民生委員・児童委員や社会福祉協議会の認知度を高めていくことが大切です。

施策の方向

(1) 地域福祉推進体制の整備

- ◆コミュニティ組織や行政区・常会(班)のように地域に根ざした活動を行っている団体のほか、ボランティア団体やNPO法人のように、地区を越えた広い範囲で活動している団体、小美玉市社会福祉協議会・社会福祉法人・医療法人・民生委員・児童委員、福祉員、地域包括支援センターなどの地域福祉の担い手などがつながり、効率的で効果的な活動が行えるよう、情報交換の機会提供などによる支援を行います。

(2) 社会福祉協議会との連携の強化・社会福祉法人との連携

- ◆社会福祉協議会は、市全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結び付けていくための重要な役割を担っています。これまで以上に関係機関や団体などとの連携を図り、地域福祉を推進していきます。
- ◆社会福祉協議会との連携を強化し、活動支援を充実します。

(3) 見守り体制の充実

- ◆子どもや高齢者などが安心して地域で生活を営めるよう、愛の定期便事業等、地域の協力を得ながら見守りネットワークの強化を図ります。
- ◆個人情報に配慮しつつ、地域の情報が共有できる体制づくりを支援します。
- ◆社会福祉協議会などを中心として、福祉員などによる見守りや声かけを進めます。

～市民・地域ではこんなことに取り組みましょう～

- 隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいを持ちましょう。
- 近隣に対して心配りをするようにし、回覧板をまわす時などに声をかけあいましょう。
- 見守ることで、自分も見守られることにつながるという、「お互い様」の意識を持ちましょう。

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

その前提として、本計画に対する十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報やホームページなど多様な PR 媒体を活用し、さまざまな機会を通じて本計画を周知していきます。

(2) 市民・事業者との協働による推進体制の整備

全ての市民が住み慣れた地域の中で、生きがいと安心を感じながら、共に支えあうことができる地域福祉の実現を目指すためにも、地域全体で包括的に地域活動を推進していく必要があります。よって、市民や地域団体が、それぞれの主体に応じた活発な活動ができるように、事業者、NPO などと連携し、それぞれの特徴が生かされるよう調整を図りながら「協働」により計画を推進していきます。

(3) 市・社会福祉協議会の連動による推進体制の整備

市と社会福祉協議会が連携・協働して、本計画の事業の推進及び進捗管理を行います。また、地域福祉の推進には、福祉分野だけに限らず、保健・医療、教育など、さまざまな分野との連携が重要になります。そのため、計画の推進については、市内の総合的かつ積極的な体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。

(4) 進捗管理・評価

計画に基づく施策を推進するため、計画全体の推進方策の検討や、進捗状況の点検・評価を計画的に行い事業の推進を図ります。事業の推進にあたっては、十分な成果が得られるよう学識経験者や福祉関係者などに意見を求めるなどしながら、必要に応じて計画の見直しを行うなど、地域の実情を反映することに努めます。

2. 目標値の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、目標値を設定します。また、目標値は、市民、地域、事業所、市の連携・協力により達成するものです。

基本目標	目標数値	現状値 (平成 27 年)	目標値 (平成 32 年)	現状値の出典
1. 地域で共に支えあう あたたかな心づくり	地域社会の住民同士での支え合い活動が必要だと「思う」と回答した割合	85.3%	90.0%	アンケート調査
	地域活動の参加状況は「参加している」と回答した割合	60.1%	70.0%	アンケート調査
	ボランティアやNPO活動(民間非営利活動)に「参加したことがある」と回答した割合	26.6%	30.0%	アンケート調査
2. みんなに届く 福祉サービスづくり	居住地区の担当民生委員・児童委員を「知っている」と回答した割合	33.0%	40.0%	アンケート調査
	小美玉市社会福祉協議会を「名称も、どのような活動をしているかについても大体知っている」と回答した割合	35.6%	40.0%	アンケート調査
	地域や生活の情報の取得状況で、「十分に得られている」、「どちらかといえば得られている」と回答した割合	54.7%	60.0%	アンケート調査
3. 安心して暮らせる まちづくり	地域の防災訓練に参加していると回答した割合	9.0%	20.0%	アンケート調査
	地域の自主防災組織	79.2%	90.0%	防災管理課
	学区コミュニティ組織数	8 組織	12 組織	市民協働課
計画全体	小美玉市の地域福祉に関する市民と行政の協働(パートナーシップ)が「非常に進んでいる」、「どちらかといえば進んでいる」と回答した割合	43.3%	50.0%	アンケート調査

資料編

資料編

1. 策定の経過
2. 小美玉市地域福祉計画策定委員会設置要綱
3. 小美玉市地域福祉計画策定委員名簿

